

2013年3月8日

法務省法務総合研究所国際協力部委託研究

調査研究報告書－インドネシア民事訴訟に関する法律規定および実務との比較

名古屋大学大学院・国際開発研究科

島田弦

shimadayuzur@gsid.nagoya-u.ac.jp

## はじめに

本稿では、インドネシアの民事訴訟の裁判過程について、インドネシア民事訴訟における実際の裁判過程を詳しく紹介し、それぞれの手続きにおける根拠法令とあわせて、同国における民事訴訟の理解に資することを目的とする。インドネシアにおける裁判の問題点として、上訴率が非常に高い（そのために、未処理事件が積み上がり、紛争解決が遅れる）とことがあるとはいえ<sup>1</sup>、第一審の裁判が、当事者にとって司法的紛争解決のもっとも重要な部分であることは確かである。このことから、本稿では民事事件第一審に焦点を当てることとする。

インドネシアにおいて民事訴訟を第一審である地方裁判所 *pengadilan negeri* に提訴した場合、段階を経て進むことになる：

1. 訴状の提出
2. 書記局での受理
3. 事件一覧への登録
4. 合議体の任命<sup>2</sup>
5. 第1回弁論
6. 裁判官による和解勧奨

---

<sup>1</sup> 島田弦「インドネシアの民事訴訟における第一審判決と上訴に関する調査研究」（2011年度法務省法務総合研究所国際協力部委託研究 <http://www.moj.go.jp/content/000098013.pdf>）25-29頁。

<sup>2</sup> 事件の配分は、地方裁判所所長の権限となる（通常裁判に関する1986年法律2号。以下、通常裁判所法）：

第55条「裁判所所長は、判事の職務配分を管理する」

第56条「裁判所所長は、裁判所に提出された、すべての事件書類またはそのほかの文書を、訴訟を解決するために合議体に配分する」

第57条「裁判所所長は、登録番号にしたがって裁判する訴訟を決定する。ただし、公共の利益に関わるために直ちに裁判されなければならない訴訟のある場合、当該訴訟を先に行うものとする」

7. 調停人による和解斡旋
8. 被告答弁書 *jawaban* の提出
9. 原告準備書面 *replik* の提出
10. 被告再答弁書 *duplik* の提出<sup>3</sup>
11. 原告側証拠調べ
12. 被告側証拠調べ
13. 原告最終準備書面 *kesimpulan* を提出
14. 被告最終準備書面 *kesimpulan* を提出
15. 結審
16. 判決言い渡し
17. 当事者への判決書の交付
18. 執行<sup>4</sup>または上訴

憲法で特別裁判所の設置を認めていない日本とは異なり、インドネシアの場合、司法制度は通常裁判系列、行政裁判系列、宗教裁判系列、軍事裁判系列の四つの裁判系列に分けられ、それぞれの裁判系列が別々の事項管轄権を有している。各裁判系列の裁判所建物は別々であるし、判事の採用および人事も異なる。ただし、審級については、控訴審までは各裁判系列ごとの裁判所および判事が行うが、上告審はすべて一つの最高裁判所の管轄となる。各裁判系列の中には、更に専門的な特別法廷が設置されている<sup>5</sup>。各裁判系列ごとに組織および管轄権などをまとめると下

---

<sup>3</sup> 事件によっては、更に双方から弁論が繰り返される時がある。その場合、書面の名称は、*rereplik* (原告側再準備書面)、*reduplik*(被告側再々答弁書) となる。

<sup>4</sup> 通常裁判所法第 60 条「民事事件においては、地方裁判所書記は判決を執行する職務を負う。」  
通常裁判所法第 65 条

第 1 項「執行官は以下の職務を負う：

- a. 裁判長の命令を執行する；
- b. 法令の規定に基づく方法で、判決に関する公示、警告、不服申し立ておよび送達を行う；
- c. 地方裁判所所長の命令により差押えを行う；
- d. 差押え調書を作成し、謄本を当事者に送付する。」

<sup>5</sup> 税務裁判所は、裁判系列としては行政裁判系列に属する特別法廷となっているが（行政裁判所法 9A 条注釈）、人事・行政に関しては通常裁判系列とは異なり、財務省の管轄にある（税務裁判

表 1 のようになる :

表 1

名称	通常裁判系列	行政裁判系列	宗教裁判系列	軍事裁判系列
インドネシア語名	peradilan umum	peradilan tata usaha negara	peradilan agama	peradilan militer
事項管轄	民事および刑事	行政処分・行政決定に対する取り消し請求	イスラム教徒間の家族法、イスラム金融に関する事件	国軍隊員の職務上の事件
年間の事件数* (2011 年の受理/判決)	4816804/ 4808881	1432/ 1428 (税務: 7065/ 7724)	363249/ 353933	2932/ 3000
系列内に設置される特別法廷	人権裁判所、汚職犯罪裁判所、商事裁判所、漁業裁判所、少年裁判所、産業関係裁判所、パプア州におけるアダット裁判所	税務裁判所	ナングロ・アチエ・ダルサラーム州シャリア裁判所	(過去に、1965 年の 9・30 事件に関与したとして逮捕された者を裁判する特別刑事法廷が設置されたことがある。 <sup>6)</sup> )

出典 : \*(Mahkamah Agung RI, 2012, p. 28)

所法 2002 年法律 14 号第 5 条 2 項)。

<sup>6</sup> 軍事裁判所に関する 1997 年法律第 31 号第 9 条

「軍事裁判系列の裁判所は次の管轄権を有する :

1. 犯罪を行ったときに以下の身分であった者の犯罪を裁判する :

...

d. 第 a 号～第 c 号の類型 (国軍隊員または軍属) には含まれないが、国防大臣の同意による司令官の決定により、軍事裁判系列で裁判されなければならない者。」

本稿では、このうち通常裁判系列での民事訴訟の第一審についてのみ取り扱うこととする。日本国民または日本企業がインドネシアにおいて活動を拡大して行くにつれて、行政機関による処分決定に対して何らかの司法的対応をとっていく機会も増加すると考えられる。とりわけ、税務裁判所は重要性を増してくるであろう。しかし、この問題については、別の機会に考察したい。

本稿の構成は、まず第一に、インドネシアの民事手続法における、裁判手続きの規定について詳しく見ていく。インドネシアの民事手続法に関する基本法は、改正原住民<sup>7</sup>規則または改正インドネシア人人規則<sup>8</sup> (HIR, *Herziene Inlandsche Reglement*。インドネシア語では、*Reglemen Indonesia yang Diperbarui*と訳される場合が多い) であるが、必要に応じてインドネシア民法典 (*Kitab Undang-undang Hukum Perdata, KUHPerdata*)の規定についても参照する。次に、実際に起きた事件において、どのような訴訟指揮が行われ、当事者同士でどのような弁論が交わされたのかを検討する。本稿での焦点は、事件内容の重要性ではなく、一連の裁判手続きが具体的にどのように行われているかである。そのため、事件の選択は、(1)原告および被告の双方が出廷し、弁論を行っていること (欠席裁判ではない)、(2)最終判決に至っていること (途中で和解や訴えの取り下げがないこと)、(3)本案に関する審理が行われていること (本案前の抗弁が認容された場合、本案の事実関係については裁判所は判断しないため、そのような事件は避けた)、(4)両当事者の争点が比較的是っきりしていること、を基準とした。この基準に基づき、ジャカルタ近郊のブカシ地方裁判所から提供を受けた事件書類から 1 件を選択した。また、参考のため、裁判所が本案前の抗弁を受け入れた事例も資料として付け加える (添付資料 3)。

---

<sup>7</sup> *Inlandsch* の訳語として原住民を用いるのは、それが現在においては差別的意味を持つことを十分に認識した上である。Massier は、原住民という語について次のように述べる「原住民と訳されるオランダ語 *Inlander* は、現在侮辱的な意味を有している。植民地期には、それは日常生活においても、公的な意味においても蘭領東インドに土着の住民を表すのに全く普通のものであった。この用語は、立法においては、"*uitlander*" (外部者) または "*buitenlander*" (外国人) から区別するために使われ、オランダの法的文脈でも使われ、つまりオランダ人を表すために使われた」(Massier, 2008, p. 79)。

<sup>8</sup> オランダ植民地期に制定された時点では、原住民規則という名称である。しかし、現在のインドネシア政府の法令データベースでは、原住民 *Inlandsich* の代わりに、インドネシア人 *Indonesisch* という語を用いている。インドネシア語訳でも上記のように *Indonesia* が使われている。これについては、単なる誤記なのか、または独立後に新たな名称として公式に変更されたのかについては検討の余地がある。

## 1. 法律上の規定

インドネシアにおける民事事件訴訟手続に関する基本的な法律は上述のように、改正原住民規則である<sup>9</sup>。植民地支配中、オランダは現在のインドネシア（オランダ領東インド植民地）に住む住民をヨーロッパ人、外国系東洋人（中国系、インド系、アラビア系住民）と原住民に分けた法制度を定めていた。HIRは植民地の原住民に適用された手続法であり、日本軍政期に人種ごとの区別が廃止されたため、HIRが唯一の手続法となり独立後も適用されている。HIRは、伝統的な村落権力機構の温存、簡易な手続、民事と刑事を区別していないなどの特徴を持っており、現代社会にそぐわない問題点も多くある。

HIRにおける裁判の進行に関わる規定は次のようになっている：

### (1) 訴えの提起から第1回弁論まで

#### ①出訴裁判所

民事訴訟の出訴裁判所は原則として、被告の住所または居所を管轄地とする地方裁判所である。後述するように、誤った裁判所への提訴は相対的管轄権に基づく抗弁理由となる。また、HIR制定時は、HIRの適用となる原住民の多くは近代的教育の機会を得ていなかったため、口頭での出訴も認めている。：

---

<sup>9</sup> HIRの正式な名称は「ジャワ島およびマドゥーラ島の原住民および外国系東洋人に対する警察、ならびに民事訴訟および刑事公訴の裁判の職務に関する規則」(Reglemen tentang melakukan tugas kepolisian, mengadili perkara perdata dan penuntutan hukuman bagi bangsa Indonesia dan bangsa Timur Asing di Jawa dan Madura。1926年植民地法律559号、その後、数次の改正を経て最終改正は1941年植民地法律44号)であり、厳密にはジャワ島およびマドゥーラ島にのみ適用される。それ以外の地域については、同じくオランダ植民地統治期の法令である、一般的にRBgと略称される「ジャワ島およびマドゥーラ島以外の地域の司法規則」(Reglement tot Regeling van het Rechtswezen in de Gewesten Buiten Java en Madura、1927年植民地法律227号)が適用される。両規則はおおむね一致しており、本稿では煩雑を避けるためHIRのみに言及する。

## 第 118 条

第 1 項「地方裁判所の管轄を含む第一審における訴えは、123 条の規定に基づき原告またはその代理人の署名する訴状を、被告居所、または被告の居所が不明の場合、本来いるべき場所の地方裁判所所長に提出して行うものとする。」<sup>10</sup>

### ②訴状の受理と第 1 回弁論期日の決定

HIR は簡易な手続きを前提としていたため、一回の弁論での結審を前提とした規定が多くある。初回弁論に関するこの規定はそのひとつである。しかし、あとで見るように実際の裁判では、五月雨式の訴訟進行となっており、準備書面や証人申請が遅延する傾向にある。

## 第 121 条

第 1 項「提出された訴状または作成された記録を、裁判所書記が事件一覧に登録したあと、裁判所所長は、地方裁判所において当該事件を審理する日時を定め、当事者が調べを望む証人を伴い、また利用しようとするすべての書証を持参して、指定の期日に出廷するために両当事者を呼び出すよう命令する。」

### ③代理人の選定

代理人の選定は義務的ではなく、本人訴訟が可能である。また、HIR は代理人を有資格の弁護士に限定する規定も置いていない。独立前の 1942 年の時点で、法学の学士号を取得した弁護士は、インドネシア（当時は東インド植民地）で 200 人弱（原住民 36 名、中華系 36 人、ヨーロッ

---

<sup>10</sup> 管轄裁判所については、さらに被告が複数の場合には、それらの居所のうち一つを管轄する裁判所とし、また債務者および保証人がいる場合には、そのどちらかの居所の裁判所（118 条 2 項）、被告の本来の居所が不明な場合には、原告居所の裁判所（118 条 3 項）、とすることが定められている。

パ人 122 名) に過ぎなかった(Massier, 2008, p. 145)。そのほとんどすべては都市部において、ヨーロッパ法に準拠する者を顧客としていた。そのため、原住民を対象とするHIRが適用される事件で、代理人を弁護士に限定することは現実的でなかったという背景がある<sup>11</sup>。

#### 第 123 条

第 1 項「両当事者は、代理人の補佐または代理を受けることができる。代理人は特別委任状により受任しなければならない。ただし、委任者自身が出廷する場合にはその限りではない。原告は、188 条 1 項に定めるように署名および提出した訴状、または 120 条に基づき口頭で行われた訴えにおいて、その委任を行うことができる。後者の場合、当該訴えの記録でそのことを述べなくてはならない。」

※第 2 項は政府が当事者になった場合の規定のため省略

第 3 項「地方裁判所は、代理人へ委任した者に対して、本人が出廷するように当事者に命令する権限を有する。当該権限は政府（総督）には適用しないものとする。」

出訴と同様に、制定時の状況を反映して、裁判官の面前で代理人への委任を口頭で行うことも可能である。しかし、現在は通常、代理人への委任は「特別委任状 surat kuasa khusus」または「一般委任状 surat kuasa umum」によって行う。一般委任状は特定の行為目的を明示せず、すべての法律行為について委任するものである。他方、上記 123 条の指定する特別委任状は、裁判所における特定行為を委任するものである。

---

<sup>11</sup> 実際には、Pokrol Bambu（直訳すると「草弁護士」）と呼ばれる裁判手続をよく知る者が裁判ブローカーとして代理人となることが多かった(Lev, 1976)。

現在のインドネシアの弁護士法(UU tentang Advokat, No.18/2003)第 1 条 1 項は「弁護士とは、本法律の定める条件を具備して、裁判所において、または裁判所外において法律役務の提供を業とする者である」と定め、また第 31 条は「本法律に定める弁護士でないにもかかわらず、弁護士業務を行った者、および弁護士であるかのようにふるまった者は、5 年以下の懲役、または 5 千万ルピア以下の罰金とする」と定めている。このことから、業として法律役務を提供するのは、資格を有する弁護士に限定される。

#### ④第 1 回弁論

原告は、本人または代理人が第 1 回弁論期日に出廷しなければならない。また、被告が欠席した場合、原則として裁判官は原告の主張のみを採用して判決を下す。

##### 第 124 条

「正当な呼出にもかかわらず、原告が期日に出廷せず、また代理人も出廷しない場合、訴えは失敗したものとして、訴訟費用を支払わなくてはならない。ただし、訴訟費用を払った後、再度訴えを提起する権利を有する。」

##### 第 125 条

第 1 項「正当な呼び出しにもかかわらず、被告が期日に出廷せず、また代理人も出廷しない場合、欠席裁判により訴えを認容するものとする。ただし、裁判所が当該訴えは明らかに権利を侵害してる、または根拠がないと考える場合にはその限りではない。」

第 2 項「ただし、被告が、121 条に定める答弁書において、地方裁判所は管轄権を有しないとす本案前の抗弁を行った場合には、被告または代理人が出席しない場合でも、地方裁判所は原告の弁論を聞いた後、当該本案前の抗弁について判決を行う義務を負う。当該本案前の抗弁を棄却する場合のみ、地方裁判所は当該事件の判決を行うことができる。」

第 3 項「訴えを認容した場合、裁判所所長の命令により、判決を敗訴者に通知し、および第 129 条に定める期限および方法により、裁判所合議体の面前に出廷し、当該判決について不服申し立てを行う権利を有することを知らせなければならない。」

第 4 項（省略）

ただし、次の 126 条および 127 条は、前 2 条についての例外を定め、裁判所の裁量を大きく取

っている。実際の事件例でも、被告が出席しないため数回にわたり、期日を延期する事例がおおい：

#### 第 126 条

「前の 2 条の場合において、裁判所は判決を下す前に、欠席した当事者に対して再度、裁判長が出席した当事者に知らせた別の期日に出廷するよう呼び出すことを命令できる。出席した当事者に対する通知は、呼び出しと見なす。」

#### 第 127 条

「1 名またはそれ以上の被告が出廷せず、また代理人も出席しない場合、当該事件の弁論を別の近い期日に延期することができる。延期された期日は出廷した当事者に通知し、また当該通知は呼び出しと見なす。また、欠席した被告に対しては、裁判長の命令により、別の期日に出廷するよう再度呼び出しを行わなければならない。延期された期日において、事件の審理を行い、当事者全員に対して当該事件の判決を行う。出廷しない場合、当該判決に対して不服を申し立てることはできない。」

## (2) 訴訟指揮

### ① 口頭弁論の頻度

上述のように HIR は一回の弁論での結審を原則としている。しかし、実際には月に一度程度のペースで 10 数回の弁論が行われる：

#### 第 159 条

第 1 項「第一回弁論において事件が解決しない場合、できるだけ間隔を開けない別の期日に延期するものとし、また以降同様とする。」

第 2 項「弁論期日の延期は、法廷で両当事者に通知しなければならない。当該決定は

両当事者に対する呼び出しと見なす。」

第 3 項「一方の当事者が第一回弁論期日および、その後新たに延期が命令された期日にも出廷しない場合、裁判所長官は、弁論を続行することを当該当事者に対して通知するよう命令しなければならない。」

第 4 項「期日の延期は、両当事者の請求によって行うことはできない。また、必要性が重大でない場合、地方裁判所が職権により命令することもできない。」

## ②訴訟上の和解

### 第 130 条

第 1 項「定められた期日において、両当事者が出廷した場合、地方裁判所は、その所長の仲介により、当事者の和解を試みるものとする。」

第 2 項「和解に達した場合、弁論において当該事実について証書を作成しなければならない。これにより、両当事者は作成された契約を履行する義務を負う。したがって、当該文書（証書）は通常の判決と同じ効力もつものとして取り扱われるものとする。」

第 3 項「右決定に対して、控訴を申し立てることはできない。」

第 4 項（当事者の一方が裁判で用いる言語を理解できない場合の規定。省略）

裁判における調停手続きについて詳細に定めたものとして、2008 年最高裁規則第 1 号（Peraturan Mahkamah Agung 01/2008）がある。同規則はたとえば、調停人資格 seritifikasi（第 5 条）および調停人登録制度（第 9 条）の創設、調停の手順・調停人の権限（第 13 条～第 19 条）について定めている。

## ③抗弁の取り扱い

本案前の抗弁の種類

HIR が条文上に明記している本案前の抗弁は、裁判所の管轄違い（領域管轄権と事項管轄権）に関

する 2 種類の抗弁である。

### 第 133 条

「被告が地方裁判所への出廷に呼び出された場合で、第 118 条に基づき被告が地方裁判所に出廷する必要のない場合、被告は裁判官が当該事件について管轄権を有しないことを認めるよう請求できる。当該請求は、第 1 回公判の冒頭にのみ可能であり、被告が他の抗弁を行った場合、当該請求については判断しない。」

第 133 条に基づく抗弁は、裁判所の領域管轄権についての抗弁（第 118 条は出訴地に関する規定）で、相対的管轄権に関する本案前の抗弁 *eksepsi kompetensi relatif* とよばれ、この抗弁は第 1 回期日の答弁提出前にのみ可能である<sup>12</sup>。

他方、第 134 条は事項管轄権に関する規定であり、次のように定める：

### 第 134 条

「ある紛争が地方裁判所の管轄に該当しない事件である場合、当該事件審理の任意の段階において、裁判官に管轄権違いを認めるよう請求でき、また、裁判官は職権により、管轄権を有しないことを認める義務を負う」

これは裁判所の事項管轄権についての抗弁であり、独立後のインドネシアでは、通常裁判系列、行政裁判系列、宗教裁判系列、軍事裁判系列に事項管轄が分けられており、その管轄違いを主張するものである<sup>13</sup>。絶対的管轄権に関する本案前の抗弁 *eksepsi kompetensi absolute* と呼ばれ、

---

<sup>12</sup> この場合、日本の民事訴訟法第 16 条のように、裁判官が職権で訴訟を管轄裁判所に移送できるかが問題になる。しかし、HIR にはそのような規定はなく、管轄違いの訴えを却下できるだけである。他方、HIR 第 119 条は「地方裁判所所長は、訴えの提起に当たり、原告またはその代理人に対して助言または補助を行う権限を有する」とし、事前に管轄違いの訴えなどを回避するように定める。

<sup>13</sup> 独立前であれば、上述のように人種別の裁判制度が採用されていた、また請求額に応じて出訴裁判所が決まっていたため、これらが第 134 条の対象となった。

この抗弁は審理中いつでも提起でき、また裁判所も職権で管轄違いを認めることができる。

このほかに、本案前の抗弁は訴えが形式上不適法であり、したがって訴えの却下を求めるものである。実務上、よく用いられる本案前の抗弁の理由としては以下のものがある(Pitoyo, 2012, pp. 102-103) :

- －特別委任状が無効であるとする抗弁
- －訴えの名宛人が誤りであるとする抗弁(*error in persona, salah alamat*)
- －既判力(*res judicata*)または一事不再理(*ne bis in idem*)の抗弁
- －不明確な訴え(*obscur libel, onduidelijk, gugatan kabur*)の抗弁
- －猶予に関する抗弁(*dilatoria exceptie, eksepsi dilatoir*)
- －時効に関する抗弁(*exception preemptoria, eksepsi preemptoir*)

本案前の抗弁について裁判官が決定するタイミングについては、第 136 条が次のように定めている :

#### 第 136 条

「被告が本案前の抗弁を提出した場合、裁判官の管轄権に関する抗弁を除き、当該抗弁のみを個別に判断してはならず、本案とあわせて弁論および判決しなければならないものとする。」

したがって、管轄違いの抗弁を除き、本案前の抗弁は最終判決の判決文において本案に先立って判断し、本案前の抗弁を却下した場合のみ、本案についての判断を行う。

## (2) 立証

### ①証拠の種類

#### 第 163 条

「ある権利を有すると認める者、または、その権利を取得した事態、または他の者の権利を否認する事態を主張する者は、当該権利の存在、またはその事態の存在を立証しなければならない。」

## 164 条

「証拠には以下のものを含む：

書証

証人

類推<sup>14</sup>

自供<sup>15</sup>

宣誓<sup>16</sup>

---

<sup>14</sup> 民法典第 1915 条「類推とは、公知の事象から法律または裁判官が導き出した未だ知られていない事柄についての結論である。類推には、法律に基づく類推、および法律に基づかない類推がある。」

第 1916 条「法律に基づく類推とは、法律の規定に基づき特定の行為または特定の事件と関連付けられる類推である。当該類推は以下のものである：

1. ある行為が、その性質および形式により、法律の規定を回避するために行われたとみなされるために、法律により当該行為が無効とされる；
2. 特定の状況から所有権の存在または債務の消滅を結論付ける法律の宣言；
3. 確定した判決に対して法律上付与される効力；
4. 一方の当事者の自供または宣誓に対して法律が付与する効力；

第 1922 条「法律に基づかない類推は、裁判官の判断および注意力にゆだねるものとする。この場合、裁判官はそのほかの類推について考慮してはならないものとする。当該類推は、法律が証人による立証を認めている場合、または、ある行為またはある証書について、悪意または詐欺のあることを根拠に反駁が提出されている場合に、行うことができる。」

<sup>15</sup> 自供とは、訴訟当事者の一方が陳述したことに対して、他方がそれを真実と認めることである。法廷で行われた自供は、当該人に対しては完全な証拠となる。法廷外での自供は、証人証言を伴う場合には証拠となる。

民法典第 1923 条「当事者の自供には、法廷における自供および法廷外での自供を含むものとする。」

民法典第 1925 条「裁判官の面前で行われた自供は、それを行った者については、本人であるか当該人より特別委任を受けた代理人であるかにかかわらず、完全な証拠となる。」

第 1927 条「法廷外でおこなれた口頭による自供は証拠として採用されない。ただし、証人による立証が認められる場合にはこの限りではない。」

<sup>16</sup> Sudarsono によると宣誓とは「正確であること、および真実であることを主張するために、神または神聖なものにたいして正式に行われる陳述」である(Sudarsono, 1992, p. 463)。

宣誓について、民法典第 1929 条は終結宣誓と狭義の宣誓の二種類を定めている。法廷で証拠となるのは後者である：

民法典第 1929 条「裁判官の面前における宣誓には二種類ある：

すべての証拠は、以下の各条の命じる規則を考慮に入れる。」

## ②書証について

### 第 165 条

公証力のある証拠、すなわち当該証書を作成する権限を有する公務員により、またはその面前で作成された書類は、両当事者およびその相続人、ならびに当該文書において述べられるすべての事項から、および通知として当該文書において記載されることに関して権利を取得する者について十分な証拠となる。ただし、最後の点については、当該証書の趣旨に直接関連して通知されている事項に限るものとする。

インドネシアの民法典(Kitab Undang-undang Hukum Perdata, KUHPerdata)は、書証について公証力のある文書と、署名付きの文書の二種類を定めている：

### 民法典第 1867 条

「書証は、公証力のある文書および署名付きの文書により行うものとする。」

### 民法典第 1868 条

「公証力のある証書とは、法律の定める形式により、当該証書を作成するための場所

---

1. 一方の当事者が、他方の当事者に対して事件を終結させるために命じる宣誓：この宣誓を終結宣誓という；

2. 裁判官が職権により一方の当事者に対しても命じる宣誓」

第 1940 条「裁判官は職権により、訴訟当事者の一方に対して、事件を終結させるために、または認容される請求額を決定するために宣誓を命じることができる。」

第 1941 条「裁判官はいかに定める場合においてのみ前条に定めることを行える：

1. 請求または抗弁が十分に立証されない場合；

2. 請求または抗弁が全く立証されることができない場合」

第 1942 条「請求されている物の価格を決めるための宣誓は、当該価格が宣誓以外の他の方法により決定できない場合を除き、裁判官はこれを原告に命じることができない。

その場合でも、裁判官は、原告の宣誓がどの程度信頼できるのかを決定しなければならない。」

で、そのための権限を有する公務員により、またはその面前で作成された証書とする。」

#### 民法典第 1869 条

「当該公務員が権限を有していない、または能力を有していないことにより、もしくは形式において瑕疵のあることにより、公証力のある証書とされない文書は、当事者の署名がある場合、署名付きの文書としての効力を有する。」

#### 民法典第 1874 条

「署名付きの文書と見なされるのは、署名された証書、親書、一覧表、家庭内の事項に関わる文書、公務員を介さずに作成されたそのほかの書類とする。」

公証力のある文書が原則として、それ自体で完全な証拠とみなされるのに対して、署名付き文書は以下のような条件を満たさなければ証拠力を有しない：

#### 民法典第 1875 条

「当該署名付き文書を面前に置いた者がその真実性を承認した署名付き文書、または法律上、真正であるとみなされる署名付き文書は、それに署名した者、相続人ならびにそれらの者から権利を取得した者に対しては、公証力のある証書と同じく完全な証拠となる。1871 条の規定は当該文書にも準用する。」

#### 民法典第 1876 条

「訴えを提起された者は、訴えを提起した者が提出した署名付き文書の面前で、その署名を承認または否認する義務を負う。ただし、相続人または彼らから権利を取得した者は、彼らが代理する者の文書または署名として、当該文書または署名を承認しないと陳述すれば足りる。」

## 民法典第 1877 条

「ある者が当該文書または署名を否認した場合、または、その相続人または彼らから権利を取得した者が承認しなかった場合、裁判官は、当該文書または署名の真実性について法廷で審理することを命じなければならない。」

### ③証人について

HIR は証人となることのできない者について以下のように規定している：

#### 第 145 条

第 1 項「以下の者は証人として証言できない：

- ①一方の当事者の直系の血族または姻族
- ②一方の当事者の妻または夫。離婚している場合も同様とする。
- ③15 歳に達したと確証されない子供
- ④精神病患者、一時的に記憶が明瞭な場合でも同様とする。」

第 2 項「ただし、民事法上、双方が紛争当事者となっている状態、または業務契約に関する争訟においては、血族および姻族を証人として排除することはできない。」

### (3) 判決

#### 判決および判決書の内容

HIR は以下のように、判決書に記載すべき事柄を比較的詳細に定めている。判決文の構成については、昨年の報告書に詳しく考察している<sup>17</sup>。：

#### 第 178 条

---

<sup>17</sup> <http://www.moj.go.jp/content/000098013.pdf>

第 1 項「合議において、裁判官は職権により、それぞれの当事者の主張していないすべての法的原因について考慮する義務を負う。」

第 2 項「裁判官は、すべての請求について判決する義務を負う。」

第 3 項「裁判官は、請求されていない争訟に判決してはならない、また請求を超える判決を下してはならない。」

#### 第 179 条

第 1 項「上記規定を考慮して判決を決定した後、両当事者に再び入廷を命令し、裁判長は公開の場で判決を言い渡す。」

第 2 項「当事者の両方または一方が判決言い渡しの時に出廷しない場合、裁判長の命令により、権限を与えられた公務員が判決を欠席した当事者に通知しなければならない。」

第 3 項「第 125 条最終項をこれに準用する。<sup>18</sup>」

#### 第 180 条

第 1 項「当事者が判決を不服とし、または上訴請求する場合であっても、公証力のあ  
る証拠、もしくは法令により証拠として認められる文書のある場合、または確定した  
法的効力をもつ判決による処罰決定がすでにある場合、または、仮請求が認容されて  
いる場合、裁判所は当該判決の事前の執行を命令できる。所有権に関する紛争につい  
てもこれを準用する。」

第 2 項「ただし、この判決の事前の執行には、人身の拘束を含まないものとする。」

#### 第 181 条

第 1 項「判決において敗訴した者は、訴訟費用を支払う義務を負う。ただし、当該訴

---

<sup>18</sup> HIR 第 125 条「(4)裁判所書記官は、その欠席裁判の判決において、書面及び口頭によって罪を科される者への通知及び説明を行うように命令された者の氏名を記載する。」

訟費用の全部または一部を、夫婦、直系親族、兄弟、または義兄弟のあいだで按分することができる。それぞれの当事者が、一部請求において敗訴した場合にも同様とする。

第 2 項「仮決定および最終判決に先立つのそのほかの決定について、訴訟費用に関する決定は、最終判決まで持ち越すことができる。」

第 3 項「欠席裁判による判決での訴訟費用は、判決を不服とし控訴する場合でも敗訴した当事者が支払うものとする。ただし、不服申立または控訴の審理の際に、その者が正当に呼び出されなかった場合はその限りではない。」

第 4 項「第 127 条に定める場合、出廷しなかった被告を再度呼び出す費用は、被告勝訴の場合でも、被告の負担とする。ただし、第一回弁論において被告が正当に呼び出されなかった場合はこの限りではない。」

## 第 182 条

訴訟費用に算入できない経費に関する規定（省略）

## 第 183 条

第 1 項「当事者の一方に課す訴訟費用の額は、判決において述べなければならない。」

第 2 項「この規定は、判決にしたがって一方の当事者が他方の当事者に支払わなければならない、費用総額、損害および利子についても準用する。」

## 第 184 条

第 1 項「判決においては、訴訟や答弁並びに判決の根拠についての概要を明確に記載しなければならない。また、『インドネシアの司法組織および裁判行政に関する規則』

第 7 条 14 項に定める記述<sup>19</sup>、本案および費用に関する地方裁判所の決定、判決言い渡

---

<sup>19</sup> インドネシア語原文でも「14 項」となっているが、おそらく「4 項」の誤りである。Reglement op de Regterlijke Organizatie en het Beleid der Justitie 第 7 条 4 項（項番号はついていないの

しの際のそれぞれの当事者の出廷の有無についても記載しなくてはならない。」

第 2 項「確定した法令に基づく判決の場合、当該法令を述べなければならない。」

第 3 項「当該判決には、裁判所所長および裁判所書記が署名する」

#### 第 185 条

第 1 項「終局判決ではない判決は、法廷において言い渡さなければならない場合でも、個別に作成するのではなく、弁論調書に記載するのみとする。」

第 2 項「それぞれの当事者は、費用を負担した上で、当該記録の公証力のある謄本を請求できる。」

#### 第 186 条

第 1 項「裁判所書記は、各事件の調書を作成しなければならない。法廷で発生した事項は、『インドネシアの司法組織および裁判行政に関する規則』第 7 条 3 項<sup>20</sup>にもとづき、当該調書に記載しなければならない。当該調書において、判決が多数決に、または全員一致によるかを記載してはならない。」

第 2 項「裁判長および裁判所書記は、当該調書に署名する。」

#### 第 187 条

第 1 項「裁判長が判決および公判調書に署名できない場合、当該事件の裁判にあたった、裁判長よりも下位の役職の陪席裁判官が署名する。」

第 2 項「裁判所書記が判決および公判調書に署名できない場合、当該公判調書にその

---

で、正確には第 4 段) は次のように定める「有罪判決に当たっては、助言者と協議したことが言及されなければならない」。ここで言う助言者とは、裁判官(通常ヨーロッパ人)に陪席する原住民コミュニティのイスラム教指導者(プンフル)および首長、およびジャクサ(起訴を行う検察官)であり、彼らは植民地総督またはその代理としての理事官 **resident** が任命する。この規定は、現在では事実上、効力がない。

<sup>20</sup> Reglement op de Regterlijke Organizatie en het Beleid der Justitie 第 7 条 3 項「そのようにして行われた助言の内容は、公判の記録 *notulen* または 手続調書 *proces-verhaal* に記録されなければならない。」

ことを明記しなくてはならない。」

## 2. 具体的事件を事例として

本章では、ブカシ地方裁判所において提起された、契約不履行による損害賠償請求をめぐる訴訟を題材に、前章で見た法律上の規定と実際の手続きとを比較していきたい。

個別事件において、これらの手続きの進行は、書記の作成する公判調書(Berita Acara)に記録する。本稿では、ブカシ地方裁判所より提供を受けた事件書類を元に公判の進行および関係書類の内容について検討していく。

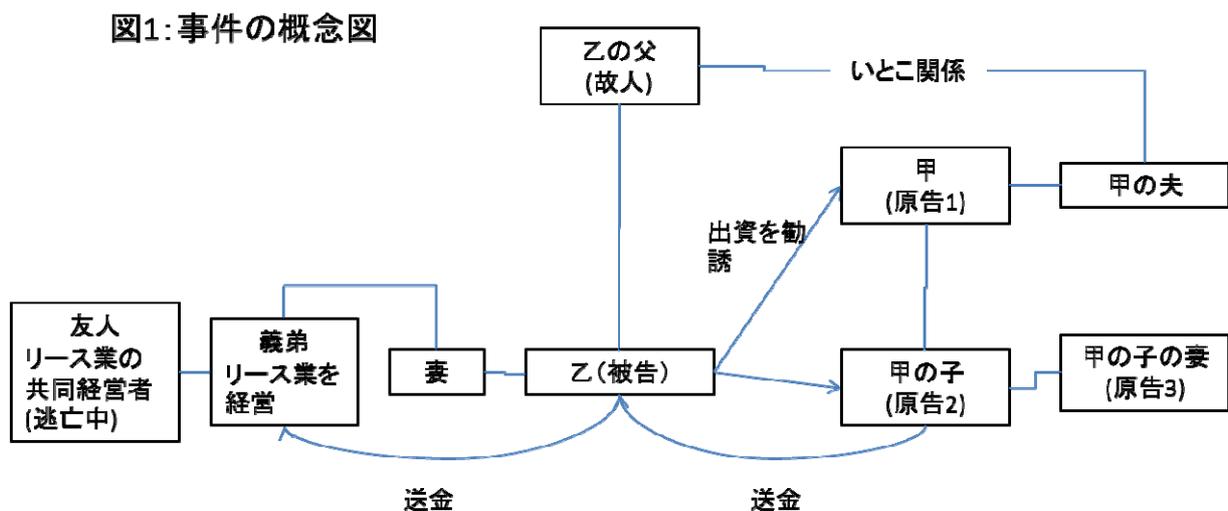
### (1) 事件の概要

この事件は、原告に対して月 3%の配当を提示して、出資を勧誘した被告が約束した配当金の支払いを行わず、また返金請求にも応じないとして、原告が約束された配当額に相当する賠償額と出資金の返金を訴えたものである。

事件の概要と、当事者間の関係は次のようになっている：

甲(原告 I)と甲の子(原告 II)は、親類である乙(被告)から、出資金に対して月 3%の配当、そして必要な場合にはいつでも出資金を返金するという条件で、リース事業への出資を勧誘された。そして、甲と甲の子、および甲の妻 (原告 III)はこの勧誘に応じて、3人で合計 16 億 5 千万ルピアを乙に送金した。当初、乙は約束通りに配当金を支払っていたが、2010 年 6 月から支払いが滞り、また甲らが求めた出資金の返還にも応じなかった。そのため、甲らは乙を契約不履行で訴えた。これに対して、乙は甲らに対して積極的に勧誘を行った事実はなく、またリース事業は甲の義弟(妻の弟)とその友人が所有しているものであり、甲らからの出資金はすべて乙の義弟とその友人に送金し、乙は配当の支払いについて責任を負うものではないと抗弁した。

事件の概念図は次のようになっている：



## (2)提出された弁論の比較

インドネシアの民事訴訟では、原告・被告は訴状 *gugatan*、被告答弁書 *jawaban*、原告準備書面 *replik*、被告準備書面 *duplik* を交互に提出し、また証人・証拠調べが終わった後に、それぞれ最終準備書面 *kesimpulan* を提出し、それぞれの主張を行う。ここでは、これらの文書の構造を比較し、それぞれの書面にどのような事柄が書かれるのかを、当該事件を具体例として見ていく。

## ① 訴状と答弁書の比較

原告は訴状において、原告と被告を明示した後、訴えの原因および訴えの趣旨を明らかにする。裁判所は訴状を受理すると、第1回弁論期日を定め、当事者に通知する。

この第1回弁論期日に両当事者が出席した場合、裁判官はまず当事者の和解を試みなければならない（HIR 第130条）。和解に達しなかった場合、第2回弁論が行われ、ここで被告が答弁書を提出する（HIR 上の規定によれば、これが本来の第1回弁論となる）。訴訟における裁判長は決定（添付資料1）により、裁判所において調停人として登録されているもの、または裁判官を調停人に指名し、当事者の和解を試みる。和解が成立した場合、調停人は判決と同等の効力を有する和解調書を作成し裁判所に提出する。この和解に対する上訴はできない。和解に達しなかった場合、調停人はその旨を報告する調書を裁判所に提出し、裁判所は第二回弁論を行う。

他方、答弁書においては、被告は請求の趣旨および請求の原因について認否を明らかにし、また反論を行う。また、この事件でもそうであるように、通常、被告は、答弁書でまず、訴訟要件が欠けていることを理由に訴えそのものの却下 *ditolak* を求める抗弁、すなわち本案前の抗弁を行う。この本案前の抗弁を *eksepsi* と言う（10頁を参照）。その後、請求の原因に対する反論の主張を行う。

表 2		
	訴状 gugatan	答弁書 jawaban
冒頭	原告側代理人の身分（氏名、事務所所在地）  原告氏名・住所  被告氏名・住所	被告側代理人の身分（氏名、事務所所在地）  原告氏名・住所  被告氏名・住所
本案前の抗弁		

(妨訴抗弁)		
訴えの認否		請求の原因をすべて否認する。
訴えの名宛人が誤っていることについての抗弁。		リース事業を行っていたのは被告の義弟であり、そのことは原告も知っていた。したがって原告は訴えの名宛人を誤っている。
被告の当事者不適格の抗弁		被告は従属的な被告turut tergugat <sup>21</sup> に過ぎない。
原告の当事者不適格の抗弁		原告は当事者適格を欠いている。
請求の原因		
被告の事業勧誘について	被告は原告Ⅰおよび原告Ⅱに対して、毎月3%の配当金およびいつでも出資金の返金に応じるという条件で、事業への出資を勧誘してきた。	被告は原告Ⅱに出資を勧誘していない。逆に原告Ⅱは被告に対して彼の事業への参加を勧誘してきたが、被告が取り合わず、義弟の事業に参加すると答えたところ、それについて質問し、いくら資本が必要かを聞いてきた。それに対して、出資金が数億ルピアで、配当が月3%と答えた。
出資金の支払い	被告の勧誘が熱心だったことと、家族関係にあったことから、原告ⅠおよびⅡは被告を信頼して、原告Ⅰは8億5千万ル	原告Ⅰに出資を勧誘したことはない。早くに孤児であった被告は父のいとこの妻である原告Ⅰを親代わりと考えてい

<sup>21</sup> 「従属的被告 turut tergugat」とは、裁判実務上用いられる概念である。「被告と従属的被告の違いは、従属的被告は行為を行っていないが、判決にしたがわなければならないという点である。たとえば、不法行為について、被告はある行為を行ったことにより不法行為で訴えられるが、従属的被告は、行為を行っていない関係者に過ぎない。しかし、この関係者が従属的被告として、原告に訴えられた場合、従属的被告は判決に拘束される。被告と従属的被告の区別は法令に規定されているわけではないが、これは各事件での行われている慣行である。」

(<http://www.hukumonline.com/klinik/detail/cl1976/menentukan-tergugat-dan-turut-tergugat>)  
たとえば、二重譲渡による土地の不法占有をめぐる訴訟において、占有者が被告となるだけでなく、証書を作成した公証人が従属的被告となる場合である。これは公証人に対して判決内容に従って証書作成を義務づけるほかに、「当事者の不足」の抗弁を回避するためでもある。

	<p>ピアを、また原告ⅡとⅢ（原告Ⅱの妻）は、8億ルピア（5億ルピアと3億ルピアに分けて）を被告所有の銀行口座に送金した。</p>	<p>た。原告Ⅰの夫を見舞った際に、原告Ⅱが現れ、被告の事業について原告Ⅰに話したところ、原告Ⅰが出資に必要な金額を尋ねてきた。その後、2009年9月に原告Ⅰが被告口座番号を尋ねてきた。被告は義弟口座への送金を勧めたが、原告Ⅰが被告口座への送金を望んだため承諾した。その後、原告Ⅰは送金を行ったこと、子供たちにも出資を勧めていることを被告に伝えた。そして、原告Ⅱも送金してきた。</p> <p>送金後、原告Ⅱは被告に対しそれをすぐに被告義弟に送金するように指示したので、被告はその通りにした。</p>
<p>出資後の被告の行動</p>	<p>2010年5月まで、被告はその経営する事業の利益から約束通り月3%の配当を支払った。また、原告Ⅰが10億ルピアを送金した際、数度の配当の後、原告Ⅰの返還要求に応じて全額を返した。</p>	<p>原告Ⅰは2009年9月から翌年5月までに1億1100万ルピアの利益を得た。原告ⅡおよびⅢは2009年9月から翌年5月までに1億9200万ルピアの利益を得た。</p> <p>10億ルピアの返金については、義弟が資金過剰となり配当負担を避けるために、被告を通じて原告Ⅰに返金したのが事実である。それに腹を立てた原告Ⅰが残りのお出資金の返還も求めたが、運転資金に回っていたためすぐに返金には応じられなかった。</p>
<p>被告の契約不履行について</p>	<p>2010年6月以降、被告は配当を支払わず、また原告らの返金要求にも応じない。また、原告らと会うのを避けている。</p>	<p>被告は返金をめぐって原告らに会うことを避けていたわけではない。所用・仕事により、原告が会えなかった場合でも、事後に連絡・面会した。</p> <p>また、原告らを義弟宅に連れて行き、返</p>

		金のために売却予定の土地家屋および証書を示し、またリース事業の現場にも案内した。
請求について		
契約不履行と損害	被告の行為は契約不履行であり、原告に損害を与えた。  被告は 2010 年 6 月から出資金の弁済が終わるまで月 3%の損害賠償を払え。	n.a.
保全措置	被告の善意に疑いを持っているので、合議体に対して、被告財産（不動産・動産）の保全差押えを請求	n.a.
仮執行	原告の請求は十分かつ正確な証拠に基づいており、判決の仮執行(uitvoerbaar bij voorraad)を認めるよう請求	n.a.
請求の趣旨	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 原告の訴えをすべて認容する</li> <li>2. 被告は契約不履行をしたと認める</li> <li>3. 上述の保全差押えを真性かつ有効 sah dan berharga なものと認める。</li> <li>4. 2009 年 10 月 12 日付の被告と原告 II の出資契約を正当かつ法的に拘束力があるものと認める。</li> <li>5. 被告は、原告の出資金を返金せよ。</li> <li>6. 2010 年 6 月から被告が出資金の返金を終えるまで、月 3%の損害賠償を原告らに払え。</li> <li>7. この判決の仮執行を認める。</li> <li>8. 被告人は訴訟費用を支払え。</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1.被告の本案前の抗弁を認容する。</li> <li>2.原告 I、II および III の訴えをすべて棄却する。</li> <li>3.原告 I、II および III は訴訟費用を支払え。</li> </ol>

答弁書において、被告は、原告の訴えをすべて否認して争う姿勢を明らかにしている。被告側の主な主張は、(a)被告が積極的に出資を勧誘したことはない、(b)実際に事業を行い、また出資金から利益を得ていたのは被告ではない、(c)被告は悪意で契約不履行をしているわけではない、という3点であり、出資金に関する条件（いつでも返金可・月3%の配当）については争っていない。

このうち、本案前の抗弁の根拠となっているのは(b)である。しかし、本案前の抗弁の第3点（原告適格の否認）については根拠は不明で、とりあえず書いたように見える。この点、判決理由で裁判官も批判している。そして、(a)および(c)は、請求原因に対する反論の根拠となっている。

## ②答弁書とそれに対する原告側準備書面との比較

次に被告が答弁書で主張した抗弁にたいして、原告が反論のために提出した準備書面を比較して見る：

表3		
	答弁書 jawaban	原告側準備書面
本案前の抗弁 (妨訴抗弁)		
訴えの認否	請求の原因をすべて否認する。	
訴えの名宛人が誤っていることについての抗弁。	リース事業を行っていたのは被告の義弟であり、そのことは原告も知っていた。したがって原告は訴えの名宛人を誤っている。	事業所有者は被告義弟であるから原告は訴えの名宛人を誤っているとの抗弁を否認する。  原告らは被告義弟およびそのパートナーと面識はない。原告が面識あるのは、その勧誘に応じてリース業事業出資金を支払った被告だけである。

被告の当事者不適格の抗弁および当事者の欠陥の抗弁	被告は従属的被告 turut tergugat <sup>22</sup> に過ぎない。	被告は従属的被告に過ぎず、当事者が足りないとする、被告の抗弁を否認する。原告らと法律関係にあるのは被告だけである。したがって、被告は本件において、被告たる地位を適切に有している。
原告の当事者不適格の抗弁	原告は当事者適格を欠いている。	原告不適格の抗弁を否認する。原告は、すでに合意されたリース事業への出資協力について、被告の契約不履行により直接損害を受けた。原告らは被告に対して訴えを提起する権利と原因を有している。
請求の原因		
被告の事業勧誘について	被告は原告Ⅱに出資を勧誘していない。逆に原告Ⅱは被告に対して彼の事業への参加を勧誘してきたが、被告が取り合わず、義弟の事業に参加すると答えたところ、それについて質問し、いくら資本が必要かを聞いてきた。それに対して、出資金が数億ルピアで、配当が月 3%と答えた。	たとえ被告が誘ったように陳述したとしても、答弁書において、原告らを勧誘したことを認めている。
出資金の支払い	原告Ⅰに出資を勧誘したことはない。早くに孤児であった被告は父のいとこの妻である原告Ⅰを親代わりと考えてい	被告が原告に対し、被告義弟とのビジネスであることを明示した、また原告らが被告に対して出資金を義弟に送るよう

<sup>22</sup> 「従属的被告 turut tergugat」とは、裁判実務上用いられる概念である。「被告と従属的被告の違いは、従属的被告は行為を行っていないが、判決にしたがわなければならないという点である。たとえば、不法行為について、被告はある行為を行ったことにより不法行為で訴えられるが、従属的被告は、行為を行っていない関係者に過ぎない。しかし、この関係者が従属的被告として、原告に訴えられた場合、従属的被告は判決に拘束される。被告と従属的被告の区別は法令に規定されているわけではないが、これは各事件での行われている慣行である。」

(<http://www.hukumonline.com/klinik/detail/cl1976/menentukan-tergugat-dan-turut-tergugat>)  
たとえば、二重譲渡による土地の不法占有をめぐる訴訟において、占有者が被告となるだけでなく、証書を作成した公証人が従属的被告となる場合である。これは公証人に対して判決内容に従って証書作成を義務づけるほかに、「当事者の不足」の抗弁を回避するためでもある。

	<p>た。原告Ⅰの夫を見舞った際に、原告Ⅱが現れ、被告の事業について原告Ⅰに話したところ、原告Ⅰが出資に必要な金額を尋ねてきた。その後、2009年9月に原告Ⅰが被告口座番号を尋ねてきた。被告は義弟口座への送金を勧めたが、原告Ⅰが被告口座への送金を望んだため承諾した。その後、原告Ⅰは送金を行ったこと、子供たちにも出資を勧めていることを被告に伝えた。そして、原告Ⅱも送金してきた。</p> <p>送金後、原告Ⅱは被告に対しそれをすぐに被告義弟に送金するように指示したので、被告はその通りにした。</p>	<p>に指示したことは正しくない。原告らは義弟とは面識がない。リース業への協力を持ちかけ、また出資金を受け取ったのは被告だけである。</p>
<p>出資後の被告の行動</p>	<p>原告Ⅰは2009年9月から翌年5月までに1億1100万ルピアの利益を得た。原告ⅡおよびⅢは2009年9月から翌年5月までに1億9200万ルピアの利益を得た。</p> <p>10億ルピアの返金については、義弟が資金過剰となり配当負担を避けるために、被告を通じて原告Ⅰに返金したのが事実である。それに腹を立てた原告Ⅰが残りの出資金の返還も求めたが、運転資金に回っていたためすぐに返金には応じられなかった。</p>	<p>出資金受領後、当初は被告は約束どおり2010年5月まで原告の行っているリース業から月3%の配当を支払った。また、原告Ⅰは10億ルピアを出資し、何度か3%の配当を受けた後、原告Ⅰの申し出によりその出資金は返金された。被告が答弁書で認めているとおりである。</p>
<p>被告の契約不履行について</p>	<p>被告は返金をめぐって原告らに会うことを避けていたわけではない。所用・仕事により、原告が会えなかった場合でも、事後に連絡・面会した。</p> <p>また、原告らを義弟宅に連れて行き、返</p>	<p>被告は配当を支払わなくなったため、原告は何度か毎月3%の配当を支払うように督促・注意喚起をし、また同時に出資金を返金するように注意喚起した。しかし、被告はそれを守らず、また連絡を避</p>

	金のために売却予定の土地家屋および証書を示し、またリース事業の現場にも案内した。	けた。したがって、答弁書で被告が述べていることは根拠がなく、原告に対する義務を怠る法的根拠とはならない。
請求について		
契約不履行と損害		被告の行為は原告に損害を与える契約不履行であり、原告が被告に対して2010年7月以降、返金が終わるまで月3%の損害賠償を求めることは適切である。
保全措置		原告は被告の善意を疑っており、したがって裁判官に対し被告の動産・不動産について保全差し押さえを認めることを求める。
仮執行		この訴えは、十分かつ正確な証拠に基づいており、裁判官が判決の際に、上訴があった場合でも仮執行(uit voerbaar bij voorraad)を認める理由は十分にある。
請求の趣旨	<p>1.被告の本案前の抗弁を認容する。</p> <p>2.原告Ⅰ、ⅡおよびⅢの訴えをすべて棄却する。</p> <p>3.原告Ⅰ、ⅡおよびⅢは訴訟費用を支払え。</p>	n.a.

被告答弁書に再反論するための原告側準備書面では、本案前の抗弁についても、請求原因に対する反論についても、原告は、原告に出資金契約を勧誘し、また直接、金銭のやりとりを行ったのは被告であるとする事実を主張し、被告だけが契約履行義務を有しているとの主張を行っている。したがって、争点としては、被告は契約の(主たる)当事者であるかということが問題となっている。

## ② 被告側再答弁書

次に被告側が提出する再答弁書 Duplik との比較である：

表 4		
	原告側準備書面	被告側再答弁書 Duplik
本案前の抗弁 (妨訴抗弁)		
訴えの認否		被告は、その認めるところを除き、原告の準備書面および訴訟の原因を否認する。
訴えの名宛人が誤っていることについての抗弁。	事業所有者は被告義弟であるから原告は訴えの名宛人を誤っているとの抗弁を否認する。  原告らは被告義弟およびそのパートナーと面識はない。原告が面識あるのは、その勧誘に応じてリース業事業出資金を支払った被告だけである。	被告の立場は原則として答弁書のとおりである。すなわち、責任があるのは被告義弟であり、被告は同義弟をすでに詐欺および隠匿の罪で警察に通報した。  したがって原告の訴えは棄却されなければならない。
被告の当事者不適格の抗弁および当事者の欠陥の抗弁	被告は従属的被告に過ぎず、当事者が足りないとする、被告の抗弁を否認する。原告らと法律関係にあるのは被告だけである。したがって、被告は本件において、被告たる地位を適切に有している。	
原告の当事者不適格の抗弁	原告不適格の抗弁を否認する。原告は、すでに合意されたリース事業への出資協力について、被告の契約不履行により直接損害を受けた。原告らは被告に対して訴えを提起する権利と原因を有している。	

請求の原因		
		<p>本案前の抗弁における弁論は本件本案と不可分一体のものとするを求める。</p> <p>被告は、その認めるところを除き、原告Ⅰ、ⅡおよびⅢの訴えを否認する。</p>
被告の事業勧誘について	たとえ被告が誘ったように陳述したとしても、答弁書において、原告らを勧誘したことを認めている。	原告Ⅱが2009年8月にその事業に被告を勧誘したように、被告義弟のリース業について原告らは、その利益および損害について知りかつ理解していた。
出資金の支払い	被告が原告に対し、被告義弟とのビジネスであることを明示した、また原告らが被告に対して出資金を義弟に送るように指示したことは正しくない。原告らは義弟とは面識がない。リース業への協力を持ちかけ、また出資金を受け取ったのは被告だけである。	<p>原告準備書面における弁論にあるように、原告Ⅰ、ⅡおよびⅢは当該事業で利益を受け取っている。原告らは出資金が、被告口座を経由して、リース事業を所有していた被告義弟とその共同事業者に送金されていたことは知っていた。</p> <p>原告らは義弟の家に招かれ、売却予定の土地ならびに証書を見せられた。また、従弟は原告らをボゴールにあるリース事業の所在地に連れて行った。</p>
出資後の被告の行動	出資金受領後、当初は被告は約束どおり2010年5月まで原告の行っているリース業から月3%の配当を支払った。また、原告Ⅰは10億ルピアを出資し、何度か3%の配当を受けた後、原告Ⅰの申し出によりその出資金は返金された。被告が答弁書で認めているとおりである。	
被告の契約不履行について	被告は配当を支払わなくなったため、原告は何度か毎月3%の配当を支払うように督促・注意喚起をし、また同時に出資	

	金を返金するように注意喚起した。しかし、被告はそれを守らず、また連絡を避けた。したがって、答弁書で被告が述べていることは根拠がなく、原告に対する義務を怠る法的根拠とはならない。	
請求について		
契約不履行と損害	被告の行為は原告に損害を与える契約不履行であり、原告が被告に対して2010年7月以降、返金が終わるまで月3%の損害賠償を求めることは適切である。	
保全措置	原告は被告の善意を疑っており、したがって裁判官に対し被告の動産・不動産について保全差し押さえを認めることを求める。	
仮執行	この訴えは、十分かつ正確な証拠に基づいており、裁判官が判決の際に、上訴があった場合でも仮執行(uit voerbaar bij voorraad)を認める理由は十分にある。	
請求の趣旨		<ol style="list-style-type: none"> <li>1.被告の先決的抗弁を認容する。</li> <li>2.原告のすべての訴えを棄却する。</li> <li>3.原告らに訴訟費用支払いを命じる。</li> </ol>

原告側が、出資への勧誘および出資金の授受を行ったのは被告だとして、被告が契約の主たる当事者であるとの主張をしたのに対して、被告側からの2回目の反論である被告側準備書面 duplik では、被告は、新たな主張として、原告が実際の契約当事者（出資金を使って事業を行っていた者）が被告以外の第三者（被告義弟およびその共同事業者）であるという主張を行っている。また、警察への告訴を行うことで、被告自身も出資金契約の被害者であることをアピールしている。なお、原告が当事者不適合であるという主張は、この時点ではすでに行っていない。

#### ④ 被告側最終準備書面（原告側は最終準備書面なし）

原告準備書面、被告再答弁書陳述のあと、証拠調べを経て、原告および被告は最終準備書面 kesimpulan を陳述するが、本事件では原告は最終準備書面を提出しなかった。ここでは、被告再答弁書と被告最終準備書面を比較する。ここでも、被告側再答弁書と同じく、原告が実際の契約当事者を認識していたという主張を繰り返している：

表 5		
	被告側再答弁書 Duplik	被告最終準備書面 Kesimpulan
本案前の抗弁 (妨訴抗弁)		
訴えの認否	被告は、その認めるところを除き、原告の準備書面および訴訟の原因を否認する。	被告は、原告の訴えの理由を否認する。  原告側証人の証言により、以下のことが立証された：  証人Ⅰは原告が被告と行っていたリース事業について知っていた。証人Ⅱも原告が被告と行った事業、すなわちリース業について知っていて、証人自身もこのリース業を所有する被告義弟の家を訪れた。  2.証人Ⅱは、義弟の家に行き、土地建物および証書を見た。  また同時に証人Ⅱは、被告所有の銀行口座から義弟の共同経営者への 10 億ルピアの送金書証を見た。  つまり、原告たちの送金は、原告が被告

		<p>に誤りを押し付けるために、被告の口座を通過しただけである。しかし、原告らの受け取った利益については、まだ確認されていない。</p> <p>被告提出の書証および被告申請の証人によって立証される。</p>
<p>訴えの名宛人が誤っていることについての抗弁。</p>	<p>被告の立場は原則として答弁書のとおりである。すなわち、責任があるのは被告義弟であり、被告は同義弟をすでに詐欺および隠匿の罪で警察に通報した。</p> <p>したがって原告の訴えは棄却されなければならない。</p>	<p>原告側証人の証言により、以下のことが立証された：</p> <p>証人Ⅰは原告が被告と行っていたリース事業について知っていた。証人Ⅱも原告が被告と行った事業、すなわちリース業について知っていて、証人自身もこのリース業を所有する被告義弟の家を訪れた。</p> <p>2.証人Ⅱは、義弟の家に行き、土地建物および証書を見た。</p> <p>また同時に証人Ⅱは、被告所有の銀行口座から義弟の共同経営者への10億ルピアの送金書証を見た。</p> <p>つまり、原告たちの送金は、原告が被告に誤りを押し付けるために、被告の口座を通過しただけである。しかし、原告らの受け取った利益については、まだ確認されていない。</p> <p>被告提出の書証および被告申請の証人によって立証される。</p> <p>以上のことから原告の訴えは、つまり名宛人違いとして棄却される。</p>
<p>被告の当事者不</p>		<p>同上</p>

適格の抗弁および当事者の欠陥の抗弁		
原告の当事者不適格の抗弁		n.a.
請求の原因		
	<p>本案前の抗弁における弁論は本件本案と不可分一体のものとするを求める。</p> <p>被告は、その認めるところを除き、原告 I,II および III の訴えを否認する。</p>	<p>本案前の抗弁での弁論は、本案と不可分一体のものとみなすことを求める。被告は原告の訴えを否認する。</p>
被告の事業勧誘について	<p>原告 II が 2009 年 8 月にその事業に被告を勧誘したように、被告義弟のリース業について原告らは、その利益および損害について知りかつ理解していた。</p>	
出資金の支払い	<p>原告準備書面における弁論にあるように、原告 I, II および III は当該事業で利益を受け取っている。原告らは出資金が、被告口座を経由して、リース事業を所有していた被告義弟とその共同事業者に送金されていたことは知っていた。</p> <p>原告らは義弟の家に招かれ、売却予定の土地ならびに証書を見せられた。また、従弟は原告らをボゴールにあるリース事業の所在地に連れて行った。</p>	<p>責任を有するのは被告義弟とその共同事業者である。2010 年 8 月以降、原告はその利益と損害について知りまた理解していた。</p> <p>原告申請証人によりすべてのことは公判で立証された。すなわち、証人 I はこのリース事業について知っており、証人 II も被告従弟の家まで知っていた。</p> <p>被告申請の証人について</p> <p>証人 I は原告らの訴えの結果、被告の被ることを知っていた。すなわち、被告従弟のリース事業の犠牲者であり、証人は犠牲者一覧を見ていた。証人自身、被告と従弟の 3 億 5 千万ルピアの送金に關す</p>

		<p>る会話を聞いている。証人自身 2 億 5 千万ルピアの被害者である。</p> <p>証人 II は原告らによる被告に対する訴えを知っている。証言から引き出された問題は：原告らが被告に渡した金はリース事業のためのもので、その金は、またそのボスである共同事業者（現在逃走中）から利益 3% で被告従弟に渡された。証人は警察の証人である。このビジネスはおそらく虚偽である。</p> <p>証人 III は原告による請求の原因を知っていた。原告らが被告義弟にリース事業を行うために渡した金である。渡された金について、証人は 16 億ルピアと知っている。詳細な帳簿を見たことがある。</p> <p>証人自身、被告義弟から 3 億ルピアの被害を受けた。これは自分の金ではなく、子供、孫、兄弟の金である。</p> <p>証人 IV は、原告らの訴えについて知っていた。証人は原告 I が被告の叔母であることを知っている。この金は、被告義弟のリース事業のためである。2010 年 1 月から 5 月まで送金した。共同事業者が注文を受け、被告義弟が資金を調達した。証人は、被告がこの二名を警察に通報したことを知っていた。</p> <p>以上のことが、被告提出の証拠および証人から立証された。</p>
出資後の被告の行動		原告らは被告義弟とその共同事業者が行ったこの事業で利益を得ていた。被告

		の犠牲の上に、原告の利益だけが尊重されるのは適切であろうか。
被告の契約不履行について		被告は逃げるつもりはない。原告は、被告義弟とその共同事業者のリース事業の責任について知っていた。被告は原告らを義弟の家に招き、その後、資産と土地の証書を示した。
請求について		
契約不履行と損害		
保全措置		
仮執行		
請求の趣旨	<ol style="list-style-type: none"> <li>1.被告の本案前の抗弁を認容する。</li> <li>2.原告のすべての訴えを棄却する。</li> <li>3.原告らに訴訟費用支払いを命じる。</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1.原告の本案前の抗弁を認容する。</li> <li>2.原告の訴えをすべて棄却する。</li> <li>3.原告に訴訟費用の支払いを命じる。</li> </ol>

各段階の準備書面について整理すると、原告訴状に対する被告答弁書で被告の防御方法が明示され（本案前の抗弁と本案に関する抗弁）、原告側準備書面および被告再答弁書で双方は弁論の範囲を絞りながら主張を展開する。そして、最終準備書面では、証拠調べでの陳述に基づき、再度主張を行っている。具体的には、被告は、本案前の抗弁として当初、(a)訴えの名宛人の誤り、(b)被告は従属的被告に過ぎないこと、(c)原告の当事者不適格、の三点を挙げていたが、その後の弁論では、原告に対して実質的な契約関係にあったのは被告義弟およびその共同事業者であると主張し、(a)の抗弁だけを主張している。そして、本案においても、(a)原告らが、被告義弟を実質的な契約相手と認識していたこと、(b)被告は配当金不払いについて責任を有しないこと、についての主張を展開し、また被告自身も被害者であることも主張している。原告は一貫して、出資は被告の勧誘と説明に基づき決断し、送金相手も被告であったことを主張し、また被告義弟の存在を

知っていたことについては否認している。

### (3)判決

インドネシア民事訴訟における判決文の構成については、2012年度法務省・法務総合研究所の委託研究報告書に紹介しているが、次のような構成で書かれている：

- ①判決の冒頭に記載すべき事柄（争訟事件に関する判決putusanかそのほかの請求に関する決定penetapanか、判決番号、「全能の神の名による正義において」(demi keadilan berdasarkan tuhan yang maha esa)という頭書き<sup>23</sup>、判決した裁判所)
- ②原告（およびその代理人）と被告（およびその代理人）に関する情報
- ③事件事実 duduk perkara
- ④判決理由 pertimbangan hukum
- ⑤判決命令 amar putusan

判決文の中でもっとも大きな分量を占めるのは③の事件事実である。ここで、原告の請求原因、被告側答弁、原告準備書面、被告側再答弁、証拠調べ、双方の最終準備書面をもとに事件概要が示される。HIR 第 184 条は「判決においては、訴訟や答弁並びに判決の根拠についての概要を明確に記載しなければならない」と定めていることから、本来、裁判官の事実認定に沿って簡潔にまとめられ、争点が明らかにされるべきである。しかし実務上、訴状、答弁書、原告準備書面、被告再答弁書、双方の最終準備書面をそのまま記載する傾向が強い。また、証人尋問についても形式的な質問と回答を含めて、ほぼすべてが記載される。したがって、事件事実のパートは長大なものになりがちである。前節で、すでにこれらの準備書面については詳しく見てきたので、判決における事件事実パートについてはここでは省略する。

---

<sup>23</sup> この頭書きの文言は、司法権基本法（2004年法律5号）第4条1項により定められている。

判決文でもっとも重要なのは④の判決理由パートであり、ここでは結論（判決命令）に導くための主張および証拠の評価を行う。本案前の抗弁がある場合には、まず本案前の抗弁についての判断から開始し、この抗弁を認容した場合には、本案についての判断は行わない。したがって、ここでは、原告の請求原因を示した訴状と、被告の防御方法を示した答弁書と、判決の判決理由パートおよび判決命令パートを比較する。

表 6			
	訴状 gugatan	答弁書 jawaban	判決 putusan
冒頭	原告側代理人の身分（氏名、事務所所在地）  原告氏名・住所  被告氏名・住所	被告側代理人の身分（氏名、事務所所在地）  原告氏名・住所  被告氏名・住所	原告氏名・住所  被告氏名・住所
本案前の抗弁（妨訴抗弁）			
訴えの認否		請求の原因をすべて否認する。	当事者の争っているのは、2009年10月12日に結ばれた出資契約書に規定されたリース事業出資の約束に関して  である。原告が契約不履行をしたとことで、損害を受けたとする原告の請求原因を検討する必要がある。
訴えの名宛人が誤っていることに		リース事業を行っていたのは被告の義弟であり、そのことは原告も知っていた。した	訴えは原告IIと被告との間で2009年10月12日に交わされた出資契約

<p>についての抗弁。</p>		<p>がって原告は訴えの名宛人を誤っている。</p>	<p>書に定める契約、ならびに事業出資について原告Ⅰ・原告Ⅲと被告の間でともに合意された契約の存在に基づいており、被告が契約を完全に履行せずに原告Ⅰ,ⅡおよびⅢに損害を与えた場合、この契約について紛争が生じる。したがって、原告の訴えは十分に根拠があり、名宛人の誤りはない。</p>
<p>被告の当事者不適格の抗弁</p>		<p>被告は従属的な被告 turut tergugat<sup>24</sup>に過ぎない。</p>	<p>契約において法律関係にあったのは、原告Ⅰ,Ⅱ,Ⅲと被告だけである。したがって、被告が当事者であることに十分な根拠がある。</p>
<p>原告の当事者不適格の抗弁</p>		<p>原告は当事者適格を欠いている。</p>	<p>原告の訴えは、原告との間に法律関係のあることを示しており、被告の抗弁は余分かつ不正確な抗弁である。</p>

<sup>24</sup> 「従属的被告 turut tergugat」とは、裁判実務上用いられる概念である。「被告と従属的被告の違いは、従属的被告は行為を行っていないが、判決にしたがわなければならないという点である。たとえば、不法行為について、被告はある行為を行ったことにより不法行為で訴えられるが、従属的被告は、行為を行っていない関係者に過ぎない。しかし、この関係者が従属的被告として、原告に訴えられた場合、従属的被告は判決に拘束される。被告と従属的被告の区別は法令に規定されているわけではないが、これは各事件での行われている慣行である。」

(<http://www.hukumonline.com/klinik/detail/cl1976/menentukan-tergugat-dan-turut-tergugat>)  
 たとえば、二重譲渡による土地の不法占有をめぐる訴訟において、占有者が被告となるだけでなく、証書を作成した公証人が従属的被告となる場合である。これは公証人に対して判決内容に従って証書作成を義務づけるほかに、「当事者の不足」の抗弁を回避するためでもある。

請求の原因			
被告の事業 勧誘について	被告は原告Ⅰおよび原告Ⅱに対して、毎月3%の配当金およびいつでも出資金の返金に応じるという条件で、事業への出資を勧誘してきた。	被告は原告Ⅱに出資を勧誘していない。逆に原告Ⅱは被告に対して彼の事業への参加を勧誘してきたが、被告が取り合わず、義弟の事業に参加すると答えたところ、それについて質問し、いくら資本が必要かを聞いてきた。それに対して、出資金が数億ルピアで、配当が月3%と答えた。	一事業への勧誘はしていないという被告の抗弁について  被告が原告に対して事業勧誘をしたことを否認しているが、答弁書第2点において、事業について説明し、またリース事業に参加することを促しており、また月3%の配当を約束していることを記載している。また、証人の証言からも被告の勧誘が立証される。したがって、被告の行為は勧誘に当たる。
出資金の支払い	被告の勧誘が熱心だったことから、家族関係にあったことから、原告ⅠおよびⅡは被告を信頼して、原告Ⅰは8億5千万ルピアを、また原告ⅡとⅢ（原告Ⅱの妻）は、8億ルピア（5億ルピアと3億ルピアに分けて）を被告所有の銀行口座に送金した。	原告Ⅰに出資を勧誘したことはない。早くに孤児であった被告は父のいとこの妻である原告Ⅰを親代わりと考えていた。原告Ⅰの夫を見舞った際に、原告Ⅱが現れ、被告の事業について原告Ⅰに話したところ、原告Ⅰが出資に必要な金額を尋ねてきた。その後、2009年9月に原告Ⅰが被告口座番号を尋ねてきた。被告は義弟口座への送金を勧めたが、原告Ⅰが被告口座への送金を望んだため承諾した。その後、原告Ⅰは送金	一原告の送金について  書証より原告らが被告所有の銀行口座に送金したと認められる。  一月3%の配当について  被告はこのことを否認しておらず、また被告自身ではなく、被告従弟を介して返金していたとしても、返金したことは自供している。

		<p>を行ったこと、子供たちにも出資を勧めていることを被告に伝えた。そして、原告Ⅱも送金してきた。</p> <p>送金後、原告Ⅱは被告に対しそれをすぐに被告義弟に送金するように指示したので、被告はその通りにした。</p>	
出資後の被告の行動	<p>2010年5月まで、被告はその経営する事業の利益から約束通り月3%の配当を支払った。また、原告Ⅰが10億ルピアを送金した際、数度の配当の後、原告Ⅰの返還要求に応じて全額を返した。</p>	<p>原告Ⅰは2009年9月から翌年5月までに1億1100万ルピアの利益を得た。原告ⅡおよびⅢは2009年9月から翌年5月までに1億9200万ルピアの利益を得た。</p> <p>10億ルピアの返金については、義弟が資金過剰となり配当負担を避けるために、被告を通じて原告Ⅰに返金したのが事実である。それに腹を立てた原告Ⅰが残りの出資金の返還も求めたが、運転資金に回っていたためすぐに返金には応じられなかった。</p>	
被告の契約不履行について	<p>2010年6月以降、被告は配当を支払わず、また原告らの返金要求にも応じない。また、原告らと会うのを避けている。</p>	<p>被告は返金をめぐって原告らに会うことを避けていたわけではない。所用・仕事により、原告が会えなかった場合でも、事後に連絡・面会した。</p> <p>また、原告らを義弟宅に連れて行き、返金のために売却予</p>	

		定の土地家屋および証書を 示し、またリース事業の現場 にも案内した。	
請求について			
契約不履行 と損害	<p>被告の行為は契約不履行であり、原告に損害を与えた。</p> <p>被告は 2010 年 6 月から出資金の弁済が終わるまで月 3% の損害賠償を払え。</p>		<p>一月 3% の割合での損害賠償請求について</p> <p>月 3% の配当が約束されていたとしても、被告による原告への資金の支払いまたは 2009 年 6 月の配当の焦げ付きがあったとしても、法律上、被告に対して約束どおりの利子を課すことは認められない。裁判所は、2009 年 6 月から被告が弁済を完了するまで、現在の政府銀行利率である年 6% の利子を定める。したがって、原告請求の第 1 点は一部認容とする。</p> <p>一被告が契約不履行をしたとの主張について</p> <p>原告は被告からの督促にもかかわらず現在まで弁済していない。したがって、被告の行為は契</p>

			約不履行である。
保全措置	被告の善意に疑いを持っているので、合議体に対して、被告財産（不動産・動産）の保全差押えを請求		－保全差し押さえの請求について(請求第3点) 弁論において原告代理人は当該請求を主張しなかった。したがって、HIR第 227 条 <sup>25</sup> に基づき、当該請求を棄却する。
仮執行	原告の請求は十分かつ正確な証拠に基づいており、判決の仮執行 (uitvoerbaar bij voorraad)を認めるよう請求		－仮執行の申し立てについて ある事業について原告らと被告の間に法律関係が成立していたとしても、その事項は政府の正式の認可を受けたものではなく、両当事者の信頼に基づき行われたに過ぎず、またその事業

<sup>25</sup> HIR 第 227 条

(1)債務者が、敗訴判決を言い渡される、または当該判決の執行が認められる前に、不動産または動産を債権者から遠ざける目的で、処分または隠匿使用とする合理的な疑いのある場合、当事者の書面による請求により、裁判所所長は当該請求を必要とする者の権利を保護するために当該物品を差し押さえることを命令できる。請求人に対しては、その訴えを提起しおよび立証するために地方裁判所の弁論に出廷しなければならないことを通知しなければならない。(Rv720 条以降、IR124 条以降および 1163 条以降)

(2)裁判所長の命令により、債務者が弁論に出廷するよう呼び出さなければならない。

(3) 差押えを執行する者、遵守すべき規則、ならびにこれによる結果については、197 条、198 条および 199 条を準用する。

(4)定められて期日において、訴えについての弁論は通常の方法で行うものとする。訴えを認容した場合、その差押えは正式なものとなる。認容しなかった場合、当該差押えの取り消しを命令する。

(5) 十分な保証またはそのほかの担保を提出すれば、いつでも差押えの取り消しを求めることができる。(Rv725 条、IR228 条)。

			は闇銀行 usaha Bank gelap であるといえ、したがって仮執行の申し立ては棄却する。
請求の趣旨	<p>1. 原告の訴えをすべて認容する</p> <p>2. 被告は契約不履行をしたと認める</p> <p>3. 上述の保全差押えを真性かつ有効 sah dan berharga なものと認める。</p> <p>4. 2009年10月12日付の被告と原告Ⅱの出資契約を正当かつ法的に拘束力があるものと認める。</p> <p>5. 被告は、原告の出資金を返金せよ。</p> <p>6. 2010年6月から被告が出資金の返金を終えるまで、月3%の損害賠償を原告らに払え。</p> <p>7. この判決の仮執行を認める。</p> <p>8. 被告人は訴訟費用を支払え。</p>	<p>1.被告の本案前の抗弁を認容する。</p> <p>2.原告Ⅰ、ⅡおよびⅢの訴えをすべて棄却する。</p> <p>3.原告Ⅰ、ⅡおよびⅢは訴訟費用を支払え。</p>	<p>1.原告の訴えを一部認容する。</p> <p>2.被告は契約不履行を行った。</p> <p>3.2009年10月12日付の被告と原告Ⅱとの間の出資契約は有効であり、法的効力を有する。</p> <p>4.被告は、原告Ⅰに8億5千万ルピア、原告にⅡ、Ⅲに8億ルピアを返金せよ。</p> <p>5.被告は、2010年6月から返金を終了するまで年6%の利子を支払え。</p> <p>6.それ以外の原告の訴えを棄却する。</p> <p>7.被告は訴訟費用61万6000ルピアを支払わなくてはならない。</p>

判決では、実際に資金を受領し、事業を実施したのが被告以外の第三者であるという主張にもとづく本案前の抗弁については、本案における事実認定に関わる事項であるとして却下した。本

案に関する判断では、判決は被告側準備書面 Duplik で被告が新たな主張として展開したこと、すなわち原告は実際の契約当事者が被告以外の第三者であることを知っていたという主張についてはほとんど触れずに、もっぱら被告が原告に出資を勧誘したこと、出資金の授受が被告銀行口座において行われた事実を認定し、被告の契約履行義務と、契約不履行を認定している。

この事件では、配当金の未払い分と出資金の未返還分について、原告が損害賠償として請求していたため、判決は契約履行を命じる（すなわち約束通りの配当率で支払う）のではなく、出資金に法定利率をかけた金額の支払いを命じている。また、通常容易に認められる仮執行については、政府の認可を得ていないような違法の事業行為については、その執行を認めないとしている。これらは、いわゆる「足して二で割る」ような配慮が働いているようにも見える。

#### (4) 訴訟の進行－弁論調書から

弁論調書は、各弁論期日における裁判の進行を記録するものである。次の表は、この事件の弁論調書に基づき裁判の進行をまとめたものである。弁論の頻度は事件・裁判所により異なるが、本事件では当初は1ヶ月に1回程度、最終弁論が近づくにしたがい1週間から2週間に一度の頻度となっている。この表から判るように、当事者の一方が欠席した場合、弁論を行わない。また、弁論期日において当事者が弁論を準備していないことも頻繁にある。この事件では、判決言い渡しの期日に、判決が準備されていないが、このような事態は他の事件でもよく見られる。

	期日	出廷 (上：原告 下：被告)	裁判の内容
1	2010/12/15	代理人	第1回期日。被告欠席のため閉廷。次回期日を2011/01/04とす

		欠席	る。執行官 juru sita に被告呼び出しを命じる。
2	2011/01/04	代理人 本人	裁判長が当事者に和解勧奨。両当事者は裁判所での和解手続を求める→合議体は調停判事を任命 (Penetapan no. 402/ Pen.Pdt.G/ 2010/ PN.Bks)。次回期日を 2011 年 2 月 16 日とする。
3	2011/02/16	代理人 欠席	原告が和解に達しなかったことを陳述。 被告欠席のため閉廷。次回期日を 2011/02/23 とする。
4	2011/02/23	代理人 本人	当事者が和解に達しなかったことを陳述→調停判事決定 No. 402/ PEN.PDT.G/ 2010/ PN.BKS 被告が次回弁論で答弁書を提出すると申請。 次回期日を 2011/03/02 に決定。
5	2011/03/02	代理人 本人	被告が jawaban を準備できていないので、次回までの猶予を申請。次回期日を 2011/03/09 に決定
6	2011/03/09	欠席 本人	原告欠席のため閉廷。次回期日を 2011/03/16 に決定。
7	2011/03/16	代理人 本人	被告が jawaban 陳述。 原告が replik 提出を請求。次回期日を 2011/03/23 に決定。
8	2011/03/23	欠席 本人	原告欠席のため閉廷。次回期日を 2011/03/30 に決定。
9	2011/03/30	代理人 代理人	原告が replik 陳述。 被告が duplik 提出を申請。次回期日を 2011/04/06 に決定。

10	2011/04/06	代理人 代理人	被告が duplik を陳述。 原告が証拠および証人を申請。被告も証拠および証人を申請。 次回期日を 2011/04/13 に決定。
11	2011/04/13	代理人 代理人	原告が証拠提出。次回期日での証人調べを申請。
12	2011/04/20	代理人 代理人	原告側証人調べ→2名(証人調べの状況は別紙) 被告は次回弁論での証拠・証人提出を申請。 次回期日を 2011/05/04 に決定。
13	2011/05/04	代理人 欠席	被告欠席のため閉廷。次回期日を 2011/05/11 に決定。
14	2011/05/11	代理人 代理人	被告が証拠提出。 原告が証人申請→4名 次回、最終弁論 kesimpulan とすることを決定。 次回期日を 2011/06/01 に決定。
15	2011/06/01	欠席 本人	原告は kesimpulan を提出しないと陳述。 被告が kesimpulan 陳述
16	2011/06/22	代理人 代理人	判決がまだできていないため閉廷。次回期日を 2010(マ マ)/07/06 に決定。
17	2011/07/06	欠席 代理人	判決言い渡し。

## (5) 証拠調べについて

### ①書証

この事件で、両当事者が提出した書証は、以下の通りである。インドネシアの裁判においては、原告側提出証拠には「P」(原告 *Penggugat* の意味)の後に通し番号をつける。他方、被告側提出証拠には「T」(被告 *Tergugat* の意味)の後に通し番号をつけることになっている。被告側再答弁書および原告準備書面を提出した後、双方は次のような書証は下表の通りである：

原告側提出書証	被告側提出書証
1. 2009年10月12日付の8億ルピアの出資契約書の写し	1. 2010年7月7日付けのブカシ警察署への告訴状および2011年2月23日付けの捜査状況報告書の写し
2. 7億9200万ルピアのBTPR銀行送金記録の写し(日付についての記載無し)	2. 2011年4月27日ブカシにおいて、被告義弟とその共同事業者が作成した、債務計152944000ルピアを認める陳述の写し
3. 2009年12月14日付のインドネシアPanin銀行口座No.059.200608-9からの5億ルピア送金記録の写し	3. 被告義弟の共同事業者のリース業についての被告の陳述書の写し
4. 2009年12月14日付のインドネシアPanin銀行口座No.059.200608-9からの3億ルピア送金記録の写し	4. 2009年9月4日付けのPanin銀行から原告が、BCA銀行の義弟共同事業者口座宛に送金した記録の写し
	5. 2009年11月10日に、BRI銀行の被告義弟口座への振り込み記録写し
	6. 2009年11月24日付けBRI銀行の被告義弟口座への振り込み記録写し

### ②証人

それぞれの当事者は、書証を提出した後に証人調べを請求する。証人には、事実関係について

証言する通常の証人saksiと、鑑定人saksi ahliがある<sup>26</sup>。HIRでは書証と証人を同時に提出することになっているが、上記の弁論進行状況でも判るとおり、書証提出の後に証人調べが始まるまで、相当日数がかかることが多い。この事件では、原告側が2名、被告側が4名の証人を申請した。

証人については、出生年月日、出生地、職業、宗教、居所を明らかにしたあと、裁判長は当事者との関係を確認し、証言に先立ち信仰している宗教の方法に基づき、真実を証言するという宣誓を行う。

証人調べは、裁判長からの質問、陪席裁判官からの質問を行った後、裁判長が原告および被告に対して尋問の機会を与える。証人尋問の全文は公判調書に記載される。本事件における証人尋問でのやりとりは、参考資料として添付した。

### 3. 終わりに

#### (1)問題の所在

インドネシアにおける民事訴訟手続の基本法となっているHIRは、植民地期の伝統的社会体制、とりわけ社会の隅々にまで国家権力が浸透しておらず、特に農村において伝統的権力関係が支配的である社会状況を前提とした司法制度のための手続法であった。したがって、たとえば(a)権利義務の二元論ではなく、伝統や調和の維持といった現代的概念では修復的司法に近い要素が多く見られる手続（義務的な和解勧奨の他にも、刑事手続と民事手続の非区分、実効性はもはやないが村落司法の結果への配慮の規定もある。かつては司法官僚である裁判官以外に、村長やイスラム指導者、そのほかの有力者の陪席も定められていた）、(b)訴訟の数は少なく、また比較的単純な事案であることを前提とした弁論期日に関する規定や、非識字者に対応する規定、(c)数少ない司法官僚である裁判所所長の強い裁量権限、と行った特徴が見られる。もちろん、HIRの規定すべてが杓子定規に適用されているわけではないが、現代的司法と整合しない手続が法的には残っていることは事実である。

---

<sup>26</sup> ただし、企業などを顧客とする法律事務所の弁護士によると、彼らの関わる訴訟では証人が呼ばれることはあまりないとのことである。鑑定人saksi ahliを呼ぶ場合には、当事者が費用を負担する。

また、裁判所長の権限が強いことにも特徴がある。これは仮説ではあるが、HIRは基本的にはジャワ島における原住民に関する紛争の第一審を担当するランドラード(Landraad、強いて訳せば原住民裁判所)での適用を想定していることが理由の一つとして考えられる。一つのランドラードは、司法官僚（法学士を持つ植民地官僚）の裁判官と廷吏から構成され、裁判には上述のように当事者属する村落の長、イスラム教指導者、県長の任命したそのほかの有力者が陪席する制度である。したがって、裁判長イコール裁判所長であるため、送達の命令や執行の決定など合議体の裁判長にあるべき権限が裁判所長の権限となる規定が多くある。これは現代社会においては、裁判官の独立と緊張関係を持たざるえない。ただし、送達や執行を司法的作用と言うよりは行政的作用として考えると、ランドラード裁判官の任命は植民地政庁総督の権限であったことから、裁判所所長の行政官としての性格から発する権限であるとも考えられる。この問題は、オランダの民事訴訟手続などと比較し、司法作用と行政作用の関係について更に分析することを必要とする。

次に裁判実務での問題として、本案前の抗弁eksepsiを容易に認容する傾向が強いことがあげられる。この事件では本案前の抗弁は棄却されたが、それでも根拠が薄弱な抗弁を被告側は多く展開していた。実際、参考資料につけた土地所有権と権利移動をめぐる事件(ブカシ地方裁判所 2010年民事訴訟第 207号)では、土地証書の作成者や登記官といった訴えの原因から考えて不必要とも思われる関係者について、彼らが被告に含まれていないという抗弁を認容して、訴えを却下している<sup>27</sup>。このような事例は多く見られる。結果として、冗長な本案前の抗弁が行われているし、またそれを回避するために非常に多くの関係者が被告とされてしまう。

本案の争点についても、弁論準備書面の比較で指摘したように、訴状と抗弁で攻撃/防御の方法を確定するのではなく、弁論手続を通じて徐々に争点を絞っていくように見える。そのため、最後まで、争点があまりはっきりしない場合がある。裁判実務についての本では、あえて曖昧な訴

---

<sup>27</sup> この判決は形式上は、被告の本案前の抗弁（訴えには当事者の欠陥があること、および不明確な訴えであること）を却下している。しかし、そのあとの本案に関する判断において、再び本案前の抗弁の内容を取り上げ、それを認めたとうえで、原告の訴えは当事者の欠陥があり、また不明確な訴えであるとして、原告の請求趣旨には立ち入らずに訴えを却下している。結論としては本案前の抗弁の認容・訴えの却下であるが、非常に問題のある構成であり、なぜこのような判決文を作成したのかは不可解である。

えを行った上で、相手からの答弁書で出方をみて、攻撃方法を考えるという戦術を紹介しているものもある(Pitoyo, 2012)。

訴訟指揮についても、もともと、簡易で、短い期間の裁判を前提としているために、欠席などの裁判引き延ばしに対する措置は手続法上はつきりと準備されておらず、裁判官も単純に期日を延長することで対応している。これが裁判の長期化に繋がっている。

今後のインドネシア司法の研究課題としては、本稿では小規模な民事訴訟を取り上げたが、企業間の訴訟や税務訴訟など複雑な訴訟の場合の検討も必要である。また、税務訴訟などに関連して行政裁判についても検討する意義があると考えられる。

## (2)今後の研究課題と法整備支援協力の展望

今後のインドネシア司法の研究課題としては、本稿では小規模な民事訴訟を取り上げたが、企業間の訴訟や税務訴訟など複雑な訴訟の場合の検討も必要である。また、税務訴訟などに関連して行政裁判についても検討する意義があると考えられる。

また、法整備支援に関連しては、インドネシアにおける新たな民事訴訟法整備という大きな課題がある。本稿でも垣間見ることができたように、インドネシアにおける民事訴訟法は、オランダ植民地期に、近代的法制度やそのほかの近代的社会制度や条件が十分に浸透していない伝統的社会を前提として、厳密さよりも簡便さの重視、少数の司法官しか存在しない状況への対応、伝統的権力と近代司法権といった内容が規定されている。これらの規定は、現代社会においては多くの点で整合しなくなっており、そのギャップを裁判官の裁量や、部分的な最高裁通達などで埋めている状況である。しかし、裁判官の能力不足などもあり、本稿で見たように裁判実務は多くの問題を抱えている。当事者にとって予測可能性を増すような、統一的な裁判実務を可能とする現代的な内容を備えた訴訟法整備が必要である。

民事訴訟法制定は膨大な作業であり、カンボジアやベトナムのように日本が主たるカウンターパートとなる状況も想定しにくい。しかし、カンボジアやベトナムで行ったような対話と相互理解・研究協力、比較法的知見の提供など、相手国側のオーナーシップを重視した協力アプローチはインドネシアでも適用可能であろう。これまで、法務総合研究所のおこなった小規模ながら息

の長い協力はお互いの法曹の個人的信頼をはぐくんできており、今後の協力の基盤となり得るもの  
のと考える。

## 添付資料 1

### 訴訟における和解に関する調書の例

全能なる神の名において、

ブカシ地方裁判所合議体は、

以下のものを読んだ：

1.2010年11月8日に No.402/ PDT.G/ 2010/ PN.BKS としてブカシ地方裁判所書記局に登録された原告氏名(略)の被告氏名(略)に対する訴状

2.本件を審理・裁判する合議体の指名に関する 2010年11月24日、ブカシ地方裁判所所長決定 No.402/Pen.Pdt.G/ 2010/ PN.BKS

3.開廷期日に関する 2010年11月24日合議体決定 No.402/Pdt.G/ 2010/ PN.Bks.

4. 両当事者が調停判事任命について合議体に委任したことを示す 2010年12月15日公判調書。

2008年最高裁判所規則第1号に基づき、第一審に提起されたすべての民事訴訟は、まず調停人・調停判事の仲介により和解を通じた解決が行われなければならない。

2008年最高裁通達第1号にしたがって、当事者の同意により、合議体は本件命令に述べる判事1名を調停判事として任命した。

決定

1. ブカシ地方裁判所判事の Burhanuddin を本件 No.402/ Pdt.G/ 2010/ PN.Bks について調停を通じた紛争解決手続きにより和解させるために任命する。
2. 本件調停手続きは、本調停人任命決定の日より 40 日以内とする。
3. 当事者および調停判事に対して、調停手続きが終わり次第本件合議体に報告するよう命じる。

合議体裁判長

Muhammad Saleh

## 添付資料 2

### 証人調べの状況

#### 原告側申請証人①

##### 裁判長の質問

－原告および被告を知っているか？

はい、私は原告および被告を知っていて、親族関係にあります。

－原告と被告との間での過去の経緯を知っているか？

はい、原告がリース事業について勧誘したことを知っています。

－原告が被告に金銭を振り込み・送金したことを知っているか？

はい、原告が被告に金銭を渡したことを知っています。

－どのように、被告に金銭を渡したことを知ったのか？

そのとき、私は被告に同行しました。

－いつ原告 III が被告に金銭を渡したか知っているか？

年は忘れましたが、9月8日に渡しました。

－原告 III に同行したと言ったが、そのとき、原告 III はどこで被告に会ったのか？

そのとき、原告 III は BTPN 銀行で被告と会いました。

－原告 III が被告と会った時間および場所を知っているか？

そのとき、原告 III は私を被告と会いに誘いました、そしてそのとき被告はその銀行ですでに待っていました。

－原告 III が被告に渡した金銭の額について知っているか？

金銭を渡したことしか知りません。金額については知りません。

－原告と被告の間で金銭の受け渡しがあったとき、証人はどれくらいの距離にいたのか？

原告 III と被告からの私の距離は、金銭引き渡しの時、約 3 メートルでした。

－原告 III がその金銭を被告に渡したのは何の事業のためか？

リース事業のために金銭を渡しました。

－そのとき、金銭以外に原告か被告へ渡されたものがあつたか、説明してみてください。

はい、ありました。何についての書類かは判りませんが、有価証券のようなものです。

－原告 III は何回、その金銭を被告に渡したか？

私の知る限りでは、原告 III がその金銭を被告に渡したのは一回です。

－原告 III と被告の間で事業に関する紛争があつたのを知っているか？

原告と被告の間で事業に関する関係がありました。

### 陪席裁判官 I の証人に対する質問

－BTPN 銀行に来たのは何人か？

そのとき、BTPN 銀行に来たのは私を含めて 3 人です。

－原告からの金銭は、誰のところを集められたか？

原告からの金銭は、被告のところを集められました。

－原告らがどのような問題を抱えていたか知っているか？

問題となっていたのは、被告が受け取った金銭に対する配当と資金の返済請求についてです。

### 陪席裁判官 II の証人に対する質問

－リース事業について原告に対して解決は提示されたか？

この事業で問題が起きてから、被告からの解決の提示はありません。

－証人が被告と会ったとき誰と一緒にあつたか？

原告 I に誘われて BTPN 銀行にいきました。

－銀行の後、原告らは証人を被告の家へ誘ったか？

銀行の後、原告らに被告の家へ行くことを誘われたことはありません。

－原告と被告との間での問題について知っているか？

リース事業があつたのでは？

－リース事業について被告が原告から受け取った収入について知っているか？

知りません。

この後、裁判長に質問がないか聞かれた原告側代理人は十分であると回答した。

裁判長から質問がないか聞かれた被告側代理人は質問はなく、最終準備書面で回答すると答えた。

## 原告側証人②

### 裁判長の質問

－原告または被告と面識があるか？

原告と被告は私のいところでは。

－原告と被告との間のいきさつは知っているか？

原告がリース事業で働くことを勧誘してきました。

－原告らが被告に金銭を送金または振り込んだのを知っているか？

原告が被告に 8 億 5 千万ルピア、また原告 II と III が 8 億ルピアを渡しました。

－どのような形で被告がその金銭を受け取ったのか？

原告らは、銀行送金で渡しました。

－原告は何のために被告口座に送金したのか？

被告の経営するリース事業に出資するためです。

－被告が原告らに約束していたことを知っているか？

知りません。

－被告が原告に出資金と配当金を支払わない問題はいつ起きたのか？

問題の始まりは、2010 年 6 月に被告が原告らに配当を支払わなくなり、また出資金を返金しなくなったからです。

－原告は 2010 年 6 月から現在まで、原告から被告に対して配当または出資金の督促はあったか？

お金を督促するために私は原告らに被告の家へ誘われました、そして、被告はリース業が焦げ付いていて、お金がないといました。

－被告は原告らに対する債務の存在を認めたか？

被告は原告らに債務のあることを認めました。

－リース業において、原告は被告へいくら金銭を渡したか。

原告らは 16 億 5 千万円を被告に渡しました。

－原告と被告との間の契約を知っているか？

その契約がリース業の契約であることを見たことがあります。

### 陪席裁判官 I の証人への質問

－いつ原告らが被告に金銭を払ったのか？

原告 I は 2009 年 12 月、2010 年 1 月、2010 年 4 月に金銭を払い、原告 II と III は 2009 年 9 月に払いました。

－原告らはどのような方法で被告に支払ったのか？

原告は被告の銀行口座に送金して支払いました。

－出資金を督促するため原告らは被告の家を訪れたか？

原告らは 2 回被告の家を訪れ、二回目は原告らは大勢で訪れました。

－原告に支払われた利益について知っているか？

原告らリース業で 3% の配当を約束されていました。

### 陪席裁判官 II の証人への質問

－いつ原告らは被告の家に行ったか？

2010 年に被告の家へ行きましたが、月日は忘れしました。

－原告らがリース事業に参加した理由は何か？

被告が原告らに利益を約束したからです。

この後、裁判長に質問がないか聞かれた原告側代理人は十分であると回答した。

裁判長から質問がないか聞かれた被告側代理人は質問はなく、最終準備書面で回答すると答えた。

裁判長は原告代理人に追加の証人がいるかを質問し、原告代理人はもういないと回答した。

## 被告側証人への質問

### 被告側証人①

#### 裁判長の質問

－原告と被告との間の問題について知っているか？

被告は被告義弟との事業に誘われました。

－原告と被告との間の協力はどのような事業だったか？

リース事業での協力です。

－原告と被告がリース事業で協力していたのを知っているか？

はい、私も被告に勧誘されてリース業に協力していました。

－原告がリース業に出資したのをどこで知ったのか？

被告義弟の帳簿を見ました。リース業協力者の名簿です。

－リース業への協力はいつか？

知りません。

－原告が被告に渡した金額はいくらか？

私の知る記録では、約 16 億ルピアです。

－原告 I を知っているか？

知りません。

－原告と被告との間の協力でのトラブルを知っているか？

原告と被告がリース業で協力していたのは知っています。

この後、裁判長に質問がないか聞かれた被告側代理人は十分であると回答した。

裁判長から質問がないか聞かれた原告側代理人は質問はなく、最終準備書面で回答すると答えた。

## 被告側証人②

裁判長の質問

－被告の行っていたリース事業について知っているか？

被告と被告義弟のやっていたリース事業について知っている。

－原告らが被告に金銭を渡したのを知っているか。

2010年に原告らは事業のために被告に金銭を渡した。

－原告らが被告に渡した金額はいくらか？

原告らは被告に16億ルピアを渡しました。

－被告が原告とリース事業で協力したのをどこで知ったか？

被告が私にそのことを話しました。

－リース事業の資本を有していたのは誰か？

被告義弟です。

－被告が原告から送金された金銭は何のためか？

リース事業の出資金のためです。

－原告の送金した金銭は、被告が受け取ったのか？

知りません。被告が被告義弟にその金を渡したのは知っています。

－被告はなぜ訴えられたのか？

原告が渡した出資金がまだ返還されないからです。

－原告はなぜリース業で被告との協力を望んだのか？

被告が3%の配当を約束したからです。

－リース業を所有していたのは誰か？

被告義弟の共同事業者です。

－被告が受け取った金銭は、その後誰に渡されたのか？

被告は原告から金銭を受け取り、それを被告義弟とその共同事業者に渡しました。

陪席裁判官 I の質問

－どうして被告が義弟とその共同事業者の口座に送金したのを知っているのか？

被告が知らせました。

－被告は義弟とその共同事業者に対して、原告らが支払ったお金について返金するように求めたか？

はい、被告は原告らを被告義弟に会いに連れて行ったことがあります。返金される金銭については知りません。

### 陪席裁判官 II の質問

－被告は金銭を義弟とその共同事業者に送金したのか。

はい。被告が送金票を見せてくれたので知っています。

－被告が送金票を見せるような、事業上の関係に証人はあったのか？

私は事業上も関係ありましたし、家族関係もありました。私は被告と同様にこの事業でだまされた者です。

### 原告の質問

－証人は被告およびその義弟と血縁関係はあるか？

はい、被告は私の義弟で、被告義弟は私の実弟です。

－Sosida Tobing から被告に渡された金銭について知っているか？

知りません。

－原告と被告との間でのリース業契約を見たことがあるか？

知りません。

－この事業は会社形式だったか？

被告義弟は会社がある、嘘ではないと言いました。

この後、裁判長に質問がないか聞かれた被告側代理人は十分であると回答した。

裁判長から質問がないか聞かれた原告側代理人は質問はなく、最終準備書面で回答すると答えた。

### 被告側証人③

#### 裁判長の質問

－被告と原告との関係は何か。

自動車リース事業での関係です。

－原告らは被告に金銭を渡したか？

はい。

－なぜ、被告が原告らから金銭を受け取ったのを知っているのか？

被告義弟から帳簿を見せてもらいました。

－被告義弟の帳簿からいくらだったか判るか？

約 16 億ルピアだったのを見ました。

－被告義弟から原告らにいくら返金されたのか？

被告と被告義弟の会話から、3 億ルピアが返されたと知りました。

－証人は被告と事業上の関係にあるか？

はい。私もリース事業での被害者の一人です。

－被告の経営する事業で証人はいくらだまされたのか？

3 億ルピアです。

－被告義弟を知っているか。

はい、彼は私の隣人で、私をだましました。

#### 陪席裁判官 I の質問

－原告らを知っているか？

知りません。

－原告が被告に渡した金銭について知っているか？

知りません。

原告代理人の質問

－以前から被告を知っているか？

被告義弟と知り合ったあと、被告を知りました。

－どのようにリース事業資金の詳細を知ったのか？

被告義弟が私に知らせました。

－被告が家屋を所有しているのを知っているか？

知りません。

－被告が被告義弟の共同事業者へ10億ルピアを送金したのを知っているか？

はい、被告による送金票を教えてもらいました。

この後、裁判長に質問がないか聞かれた被告側代理人は十分であると回答した。

裁判長から質問がないか聞かれた原告側代理人は質問はなく、最終準備書面で回答すると答えた。

#### 被告側証人④

##### 裁判長の質問

－原告と被告との関係について知っているか？

原告と被告は血縁関係にあったことを知っています。

－原告が被告に渡した金銭16億ルピアは何のためか？

被告に渡されたあと、原告義弟に渡されました。リース事業への出資のためです。

－誰がリース事業に勧誘したのか。

最初に勧誘したのは被告です。

－このリース事業を所有していたのは誰か？

被告義弟とその共同事業者です。

－事業が始まってどれくらい立ってから被告は原告らを勧誘したのか？

1年後くらいです。

－原告と被告との間で問題が生じたのを知っているか？

2010年6月に問題が起きたのを知っています。

－原告らが被告義弟に渡した金について、被告は何かしたか？

被告は義弟に対し、原告らから彼が受け取った金を返すように強く求めた。

－この問題が起きたあと、被告と被告義弟の態度はどうだったか？

被告は、義弟とその共同事業者が原告にお金を返すことについて望みをつなげていました。

－この事業に関して、被告義弟とその共同事業者について知っていたか？

被告義弟が、その共同事業者の命令を受けて、資金を探していました。

－被告義弟の共同事業者はどこにいるか？

逃亡中です。

－証人はこのビジネスに参加したか？

私は8千万ルピアをだまし取られました。

#### **陪席裁判官 II の質問**

－この事業で中心となっていたのは誰か？

被告義弟とその共同事業者です。

#### **原告代理人の質問**

－この事業における被告義弟の地位は何か？

事業のための資金探しです。

－この事業は法人形態だったか？

この事業は法人形態ではありませんでした。

この後、裁判長に質問がないか聞かれた被告側代理人は十分であると回答した。

裁判長から質問がないか聞かれた原告側代理人は質問はなく、最終準備書面で回答すると答えた。

裁判長は被告代理人に追加の証人がいるかを質問し、原告代理人はもういないと回答した。

### 添付資料 3 ブカシ地方裁判所判決 2010 年民事訴訟第 207 号 (No : 207/Pdt.G/2010/PN.BKS)

#### 事件の概要

非識字者である原告は、被告夫（故人）とのあいだで、自己の所有する土地の一部 100 平米を寝具・家具と交換する契約を行った。被告夫はこの契約に基づき公正証書作成官（この場合は郡長）の面前で土地売買証書を作成した。しかし、実際には土地売買証書に記載されていた譲渡土地の面積は 100 平米ではなく 400 平米であり、被告夫は 100 平米を超えた 400 平米の土地に建物を建設した。これに気がついた原告は、被告夫は原告をだまして、不当な売買証書を作成する不法行為を行い原告に損害を与えたとして、損害賠償および建物の撤去を求めて、被告夫の相続人である被告を訴えた。判決では、被告の提出した本案前の抗弁を却下するとして、本案判断に入っているが、実際には本案判断の中で、本案前の抗弁のみを認容して、原告敗訴（訴えの却下）の判決をし、原告の請求趣旨を判断していない。

#### 判決理由の部分のみ抜粋

##### 1. 仮処分について

被告および、被告から権利を取得した者は、原告所有のブカシティムール…の土地（以下、係争地）300 平米を明け渡し、建物の建築をやめ、法的効力の確定する判決にしたがうこと。

原告の仮処分請求を検討したところ、原告の仮処分請求は本案の立証に関わる問題であり、また本件について例外的かつ緊急の問題は存在しない。したがって、原告の仮処分請求は却下する。

##### 2. 本案前の抗弁について

答弁において、被告は以下のような本案前の抗弁を提出した：

A. 当事者の欠陥に関する抗弁

被告とされる者が不十分である；

原告の請求原因 *posita* の(7)、(8)、(9)、(10)および(11)は、趣旨として次のように明確に述べている：

原告は、現在まで非識字者である。原告によると、当該売買証書は被告夫の要求により原告宅において署名された。それによると、ベッドおよび台所用棚との交換という合意にもとづき、引き渡される土地は100平米だけであった。1990年11月6日付け売買証書 No.0831/ JB/ M/ BT/1990 に記載された実際の内容は全く真実ではない、なぜなら、当該証書は、原告と被告夫とのあいだで売買された土地の面積は250平米と記載し、また当該土地購入価格について売買証書では100万ルピアとい書いてあるが、他方で原告によると正しくは、100平米だけで、ベッドおよび台所用棚との交換だったからである；

上述の原告の請求原因を読んだところ、原告は原告と被告夫とのあいだでの売買のあったことを認めているが、他方で、原告は売買証書に記載された土地面積について認めていない。当該被告の主張を、売買証書における、引き渡された土地面積についての原告の否認と関連づけて考える。被告および被告相続人は、当該売買証書を作成する権限は有しない。なぜなら、法律上、売り手および買い手の双方からの要求に基づき公証力のある土地証書を作成する権限を持つのは土地証書作成官 PPAT であり、この事件では、ブカシティムール郡郡長 **Camat** だからである。

更に我々は、本件において被告および従属的被告に含まれるべき事柄について以下のように主張する：

—したがって、原告に損害を与えたのは被告ではなく、1990年11月6日付けの売買証書を交付したブカシティムール郡郡長であり、したがって、法律上、土地証書作成官である郡長は、本件当事者に含まれなくてはならない。

－従属的被告に含まなければならないのは、前所有者名義の土地取得土地権利証 Girik から被告名義への土地権利証 Girik への変更または移動の確認業務を行った国家土地局 Kantor Pertanahan Nasional 局長である。

－死亡した被告夫には、相続人として妻および 9 人の子供がいる。この事実から、被告となるべきは死亡した被告夫の相続人、すなわち、妻と 9 人の子供であり、故人の妻である被告だけではない；

以上のことから、原告が相続人を被告に含めなかったので、原告の訴えには当事者の欠陥がある；

原告は、権限を有する公務員だけが作成する 1990 年 11 月 6 日付け売買証書にもとづく、原告と被告夫とのあいだでの権利移動の発生について明確に認めているのであるから、本件において、原告がブカシティムール郡長を被告として、またブカシ国家土地局局長を従属的被告として、また故人である被告夫の相続人を原告として含めなかったことにより、問題とされている紛争は、十分かつ完全に解決されず、そのため手続を行うことが困難である。

この被告の本案前の抗弁は、次のいくつかの判決に基づいている：

－最高裁判所判決 NO.15K/ PDT/ 1983。判決命令は「訴訟において X および Y を含めていないことから、訴えは当事者の欠陥 Plurium Litis Consortium があり、したがって訴えを却下する」とした。

－1980 年 3 月 22 日付けの最高裁判所判決 NO.2438K/ SIP/ 1980 は、「訴えにおいて、当事者として含まれていない法主体がいるため、訴えを却下する」と述べた。

したがって、ブカシティムール郡郡長が当事者として、また、ブカシ国家土地局局長が従属的被告として含まれていないことから、原告の訴えは当事者の欠陥を含むという理由で、当該訴えは却下されるべきである。

以上の本案前の抗弁に対して、合議体は次のように判断する。すなわち、権利の主張を行うことは、損害を受けたと考える者の権利であるが、他方、当該権利請求を認容するか否かは、当事者と当該事件との関連性、ならびに法廷での立証にかかっている。したがって、この本案前の抗弁を却下する。

#### B.不明確な訴え Obscur Libel についての本案前の抗弁

1. 訴訟目的物である土地の境界について明示していないため、訴訟目的物が不明確である；

訴えの原因(1)および(11)において、原告は趣旨として次のように述べる。すなわち、原告は 1987 年に交付された土地権利証 383 に基づき前所有者から買い取った面積 400 平米の係争地の正当な所有者であり、当該土地は以下のような境界を有している：

- ・ 北側：遊水池
- ・ 南側：その一部
- ・ 西側：水路
- ・ 東側：D 所有地

原告の訴えの原因は詳細ではない。なぜなら、原告は係争地の境界について明確にも詳細にも陳述しておらず、また、権限ある公務員の交付した証書にも一致していないからである。1990 年 11 月 6 日に土地証書作成官であるブカシティムール郡長の交付した売買証書にもとづく、境界は正しくは以下の通りである：

- ・ 北側：遊水池
- ・ 南側：その一部
- ・ 西側：水路
- ・ 東側：D 所有地

したがって、原告が訴状を作成するに当たって、本件については係争地の境界について注意深くもなく、また明確でもなかったのは明かである。本件では、係争地は土地証書を受けておらず、したがって所在、境界および面積を述べるのは絶対的に義務づけられている。

原告が係争地の境界について詳細に述べていないことに加えて、原告はまた、原告から被告夫への権利移動の根拠となる売買証書についても、それを誤って特定している。すなわち、正しい証書は、1990年11月6日付け No.1331/…であり、原告が請求原因において述べる1990年11月6日付け No.0831/…ではない。

この被告の本案前の抗弁は、最高裁判決 No.1149K/ SIP/ 1975 に基づいている。この判決は「係争地の境界を明確に述べない訴状は却下する」と述べる。

したがって、原告が係争地の境界を明確に述べないことから、原告の訴えを却下することが適切で、法的根拠を有するものである。

## 2. 訴えの趣旨が不明確である;

「訴えの原因は、明確かつ確定した結論を伴わなければならない *een duelijk en bepaalde conclitie*」と定める Rv 第8条に基づき、民事手続実務における法的原則となっている。

原告の請求原因の(1)、(2)、(3)、(4)、(5)、(6)、(8)、(9)、(10)、(11)、(12)、(14)、(15)、(16)に述べられていることは、原告の権利についての説明であり、原告が1990年11月6日付けの売買証書で係争地の権利を移動させたことを認め、原告は被告夫に250平米の土地を譲渡したことは否認し、他方で、100平米だけを譲渡し、残りは移動していないとする。したがって、原告は、被告が権利なく原告の土地を占有することで不法行為を行っていると主張し、また、直ちに家屋の建設をやめるか、または権利なく被告が占有する土地について適切な損害賠償の支払いを求めている。そして、原告の請求趣旨は、裁判官に以下のように判決するように求めている：

被告または、被告から権利を取得したものに、次に掲げる境界をもつ係争地にある原告所有の土地に権利なく家屋を建設することをやめ、明け渡すことを義務づける：

- ・北側：遊水池

- ・ 南側：その一部
- ・ 西側：水路
- ・ 東側：D 所有地

本案について

1. 原告の訴えを受理および認容する；
2. 被告は、原告に損害を与えた不法行為を行った；
3. 被告に対して、判決言い渡しのおち、7 日以内に 14 億ルピアを現金一括で損害賠償として原告に支払え；
4. 被告は、判決言い渡しの日より、判決の命令を履行するまで一日 100 万ルピアの間接強制金を支払え；
5. 係争地 100 平米にある被告財産に対する保全差押えを承認し、有効なものにとめる；
6. 不服申立、控訴または上訴がある場合でも、本判決を仮に執行する；
7. 被告は本訴訟で生じた費用を支払え。

上述の Rv 第 8 条によると、原告の訴えは、明確な結論を伴わなければならない、本件もその例外ではない。

原告の訴えの原因を検討し、また、原告の請求の趣旨と関連づけると、原告の訴えと原告の請求の趣旨は相互に不明確である。その理由は以下の通りである：

土地登記に関する 1961 年政府規則第 10 号第 19 条によると、次のように定めている：

「土地に対する権利の譲渡、土地に対する新たな権利の創設、土地に対する抵当権の設定、または土地に対する権利を担保に金銭を貸すことを目的とした契約は、土地大臣の任命する公務員により（本規則では以下、公務員）、またはその面前で作成する証書により証明しなくてはならない。当該証書の形式は、土地大臣が定める。」

土地登記に関する 1997 年政府規則第 2 号第 37 条 1 項は、次のように定める：

「売買、交換、譲渡、事業への編入およびそのほかの権利移動の法律行為により、土地に対する権利および集合住宅の部分についての権利の設立は、競売による権利の移動を除き、有効な法令の定めに基づき権限を有する土地証書作成官の作成する証書によって証明される場合のみ登記することができる。」

… (一頁欠損)

〔最高裁判決は〕原告の請求の趣旨は、請求の趣旨において求めている事項を明確に述べていないことから、不明確であるとした。

原告は、自身が係争地の正当な所有者であり、係争地上に家屋を建てる被告の行為は不法行為であるとは請求しておらず、したがって、本事件を裁判する裁判官は、原告の訴えが不明確であるとの理由で、原告の訴えを却下することが適当である。

上述の被告の本案前の抗弁に対して、裁判官は、当該抗弁が本案前に関するのではなく、本案において審理および決定されなければならない立証の問題に関わることであるから、したがって、当該本前の抗弁を却下しなければならないと考える。

以上のことから、原告の本案前の抗弁を却下する。

### III. 本案について

原告の訴えの意図および目的は上述の通りである；

仮処分および本案前の抗弁における裁判官の判断は、この本案における判断と不可分一体である；

被告は原告の訴えを否認しているので、原告はその訴えの原因を立証する義務を負う；

原告の訴えの原因と、被告の否認の原因を関係づけると、原告が立証しなければならないのは、被告が原告所有の 300 平米の土地に家を建てることにより訴訟目的物を占有したことで原告に対して不法行為を行ったか、ならびに売り手である原告と買い手である被告夫の作成した売買証書が法的に不正な方法で行われたか否かについてである。

裁判官は、上述の原告訴えの本案について更に判断する前に、本件の整理のために原告の訴えの形式、すなわち本訴訟において主体となる当事者がすべてそろっていて、また明確であるかについて判断する。

原告の訴えの原因から、被告は法的に不正な方法で、原告所有の広さ 300 平米の土地の上に建物を建て、訴訟目的物である土地を占有していると結論できる。この問題は、原告によると 1990 年 11 月 6 日付けの売買証書の内容が真実ではないからである。なぜなら、当該証書には、原告と被告夫とのあいだで売買された土地の広さは、250 平米と記載されており、また、当該土地購入のための支払いについては 100 万ルピアと記載されているが、正しくは、原告所有の 100 平米の土地の購入に対しては、被告夫はベッドと台所棚を交換しただけであったからである。

原告側証人 M およびその証言と合致する原告側証人 T の証言に基づくと、原告と被告との関係は実の兄弟であり、取引の相手は原告の義兄であった。これらの証人の証言および原告の訴状によると、義兄はすでに死亡し、相続人として何人かの子供がいる。この点については、原告が被告夫には 9 人の子供があったと訴状で述べたことを否認していない。

原告が問題としているのは、売り主である原告と買い主である被告との間で作成された 1990 年 11 月 6 日付けの売買証書に関してであり、したがって、買い主の死亡により、当然訴えは、妻である被告と被告夫の子供を含めた相続人に当てられるべきである。

加えて、本紛争において争点となっている売買証書の問題は、公証力のある証書に関するものである。当該証書は、権限を有する公務員、本県ではブカシティムール郡長およびブカシ国家土地局が作成する者である。したがって、これらの者も当事者に含まれなければならない。

上述の者たち、すなわち被告夫の子供、ならびに売買証書を作成した公務員が当事者に含まれていないことから、訴えには当事者の欠陥がある。

さらに、原告の訴えの原因(1)および(11)をさらに検討すると、原告は次に示す境界をもつ、1983 年 4 月 14 日付けの土地権利証 Girik に基づき H から買い受けた土地 400 平米の所有者であるとする：

- ・ 北側：遊水池
- ・ 南側：その一部
- ・ 西側：水路
- ・ 東側：D 所有地

被告が行ったとする不法行為に対する原告の訴えの根拠である 1990 年 11 月 6 日付けの売買証書について、原告は、訴訟目的物である土地が登記証をえていないにもかかわらず、その境界について明示していない。

以上のことから、被告が不法行為によって原告に損害を与えたことを認めるようにもとめた請求については、被告が不法行為を行ったとする係争地が 100 平米であるのか、250 平米または 400

平米であるのかが明確でないため、合議体は本件についてこれ以上詳細に判断することは困難である。

上記のように境界が明確に陳述されていないことは、原告の訴えが不明確であるとする理由となる。

以上のことから合議体は原告の訴えが、当事者の欠陥のある訴え、および不明確な訴えであると考える。

したがって、原告の訴えを却下するから、原告に対して本判決に定める訴訟費用を支払うように義務づける。

関係法令に留意した上で：

以下のように判決する：

#### I. 仮処分請求について

原告の仮処分請求を却下する。

#### II. 本案前の抗弁について

被告の本案前の抗弁を却下する。

#### III. 本案について

1. 原告の訴えを却下する。
2. 原告は訴訟費用 141,000 ルピアを支払え。

以下略。